

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

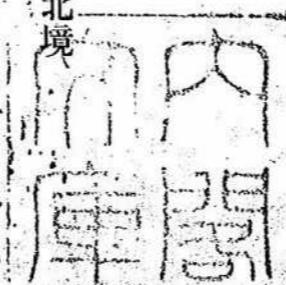
昭和四年八月

古蹟調査特別報告 第六冊

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府

圖	文	間	內
圖	文	間	內
類	號	冊	圖



正誤表

三七 四頁

行

誤

まう。

正

まふ。

州

正

州

註番號

(2)

(1)

六、七、一〇、一一、一二、各行の西洋紀元を圍む〔〕を〔〕に改む。

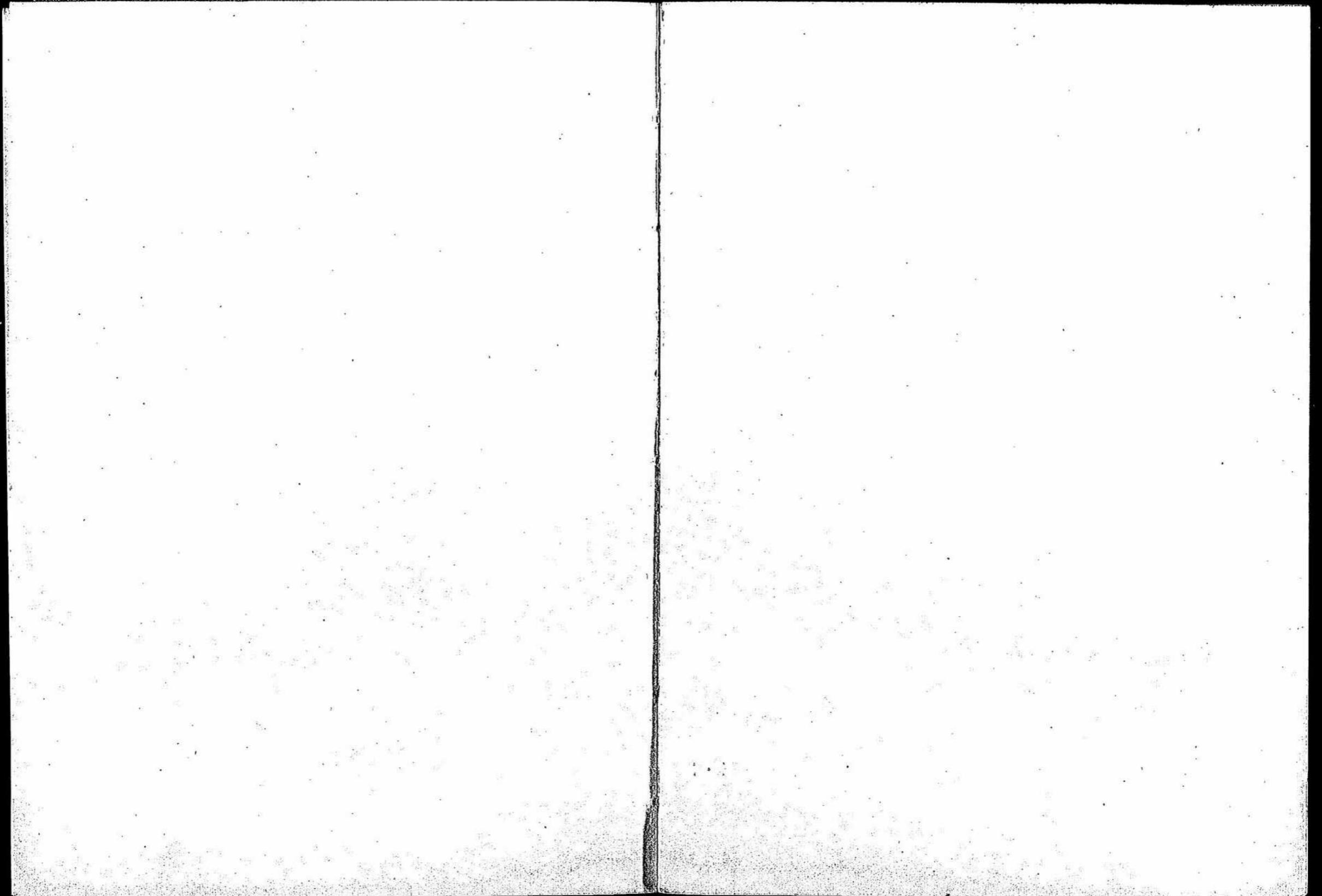
遣使

遣使

欄外の横線を削る。

蓋頭の「登州及び湧州」を左方第一三行の上に移す。

292.21
185



卷首圖版 真興王戊子巡境碑拓本

作月廿一日癸未真興太王
道承真言化不敷則厭屬交競
太祖之墓墓承五位競自始祖
四方施蹕廣復民土辟國接信和
有於及歲改歲子孫八月巡狩告
蓋萬物之使有加若舜粉以章勲列
誠者莫于時隨望沙門達人法藏慧忍
通鑑年喙部服冬知大阿干比知史知及干未
人喙部沙喙部易知大舍裏內模人喙部
莫喙部大舍藥師沙喙部莫是小
莫喙部不知吉之良公欣平小舍
莫喙部莫是小舍

292
185

古蹟調査特別報告 第六冊

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府古蹟調査委員 池内宏著

序　言

去る大正八年、余は朝鮮總督府の委嘱を受け、同年秋、咸鏡南道の咸興郡及び傍近の諸郡に遺存する古城址を探査し、同十一年二月に至つて其の結果を發表した。『咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址附定平郡の長城』と題する一篇(朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告、第一冊)が、それであつて、今の咸興郡と、古へ木郡の一部であつた新興郡とに亘つて現存する顯著なる九基の古城址について、其の現状を説明すると同時に、それ等の古城は、高麗の將軍尹瓘が咸興地方の女眞の諸部落を經略して築設した五州四鎮——所謂尹瓘の九城——に他ならないことを考察したものである。たゞ右の調査の遂行中、余が微恙に冒されたり、降雨によつて實測を妨げられたり、遂には期日の追遅したり、した爲めに、おのづから彼の報告書の中には、古城の現状を充分に説明しえなかつた部分もあつたから、其の遺漏を補ふ目的を以て、大正十一年秋、余は再び咸興、定平二郡の古城址を調査した。余が新羅の眞興王の戊子巡境碑を見したのは、此の第二回の調査の際である。

眞興王戊子巡境碑の今の所在地は、咸興郡下岐川面の眞興里である。碑石は李朝の中頃始めて世に顯はれた時には、本郡の北境を劃する黃草嶺附近にあつたのであるが、然かも其の原立地がかゝる地點であつたかどうかは、疑問の存するところであつて、それは朝鮮上世史上の頗る重大なる問題である。大正八年の調査は、余をして尹瓘の九城の遺址を咸興郡内に覗め瓘の經略地域が遠く豆滿江方面にまで及んだといふ古來の妄説を打破することに成功せしめた。次の調査の際、眞興王碑を一見したのは、單に一見しただけで、碑石にまつはる問題に關しては、それから獲るところはなかつたけれども、余は其の後、主として記録の上から、かねて心がけてゐた此の問題を考へ、之を自ら明かにした尹瓘の經略の史實に結合して、相當自信のある新解釋を下すことができた。今ま公けにしようとする一篇は、かくの如くにして草せられたもので、之を余の第二回の古蹟調査報告書とした所以も茲に存する。稿を了したのは去年の春であるが、たまく病を獲て諸事を放擲し、年を踰えて未だ癒えず、今年も春長くるまで印刷に著手し得なかつたのは、自ら遺憾とするところである。

眞興王の巡境碑には、普通に黃草嶺碑と稱せらるゝ戊子巡境碑の外に、北漢

山及び昌寧の二碑がある。黃草嶺碑の現狀を示した七葉の寫眞圖版第一十四は、余の實見した際、總督府囑託澤俊一君の撮影したものである。卷首に出した拓本は、總督府博物館の所藏である。他の二碑は、余の未見に屬するのであるが、本篇中少しく論じ及んだ關係もあるので、またそれ等の寫眞並に拓本を併せ掲げることとした。北漢山碑の寫眞・拓本共六葉圖版第五十八は、此の目的の爲めに、本報告書の印刷著手に先だち、朝鮮總督府から特に博物館の吏員を派して作製せしめたものであり、昌寧碑の寫眞・拓本各一葉圖版第九十一〇は、大正三年、總督府古蹟調査委員鳥居龍藏氏の調査せられた際のものに據つたのである。さうして前者に關しては、それに從事せられた博物館主任藤田亮策君及び館員神田惣藏君・小泉顯夫君・澤俊一君等の厭はれなかつた多大の勞苦と手數とに對して甚深なる謝意を表せねばならぬ。

昭和四年七月

東京に於いて
池 内 宏

序 言

三

目 次

第一章 叙 説	一
第二章 真興王の三碑	七
第三章 真興王の北境経略	一三
第四章 高句麗滅亡以前に於ける新羅の東北境の變遷	一五
第五章 新羅一統時代の東北境	一五
第六章 尹瓘の九城の役と黃草嶺碑——結論	一九
年代表	二二
附 圖——真興王戊子巡境碑と新羅の東北境參照圖	二三

圖版目次

- 卷首 真興王戊子巡境碑拓本
- 第一 真興王戊子巡境碑所在地より黃草嶺を望む
- 第二 (1)咸興郡真興里に於ける真興王戊子巡境碑
(2)同上碑閣
- 第三 (1)戊子巡境碑正面
(2)尹定鉉碑石移置記
- 第四 (1)戊子巡境碑正面及び左側面
(2)同上正面下部
- 第五 高陽郡北漢山の碑峰に於ける真興王巡境碑
- 第六 (1)北漢山碑正面
(2)同上
- 第七 (1)北漢山碑東側面
(2)同上東側面及び裏面
- 第八 北漢山碑拓本
- 第九 昌寧郡昌寧邑に於ける真興王巡境碑
- 第二〇 昌寧碑拓本

黄草嶺碑に
關する疑問

碑石の所在

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府古蹟調査委員

池

内

宏著

第一章 叙 説

余は久しう間、新羅眞興王の戊子巡境碑、即ち所謂黃草嶺碑の名で世に聞えてゐる新羅の古碑に關して、たやすく解決し難い、しかも歴史上頗る重大なる疑問を懷いてゐた。大正十一年十月、咸鏡南道に於ける咸興、定平二郡の古城址を調査した時、特に一日の日程を此の碑にさゝげたのも、さる疑問にそゝのかされてのことであつた。しかし實査の結果其のものについては、初めから多くを期待しなかつた。疑問は古碑それ自身にあるのではないからである。⁽¹⁾

眞興王の戊子巡境碑は、咸鏡南道咸興邑の西北十二三里、咸興郡下岐川面真

(1)此の碑を後世の偽作とする説が津田左右吉博士に依つて發表せられてゐるけれども朝鮮歴史地理第一卷一二四一三三頁、これには賛成者がないやうである。

碑石の發見

黃草嶺

金正喜の説

興里の街道の左側にある小高い岡の上に、碑閣に庇はれて立つてゐる。元はこゝから二三里奥の黃草嶺の峠の附近にあつたのを、今から七十餘年前に當る朝鮮哲宗の三年(A.D. 1852)時の咸鏡道觀察使尹定鉉が、碑石を保護する便宜の爲めに、こゝに移したのである。¹⁾——今立つてゐる處が、中嶺鎮址に近いから、中嶺鎮碑とも呼ばれてゐる。——此の碑が識者の注意に上つたのは相當に古い。宣祖の時、咸鏡道南兵馬節度使申砬から碑石の拓本を手に入れた車天輅(五山と號す)²⁾は、それを見て、字如筆陣而小大半缺落其曰皇帝者高句麗王也³⁾といふまちがつた考を述べた。⁴⁾恐らく其の頃始めて世に現はれたのであらう。

咸興の平野を貫流する城川江の一支部を黒林川といふ。

黃草嶺は此の河の上流の渓谷から長津の高原に越え入る峠道であつて、咸興地方と鴨綠江の中流域とを聯絡する交通路を扼し、峠の左右に連亘する脊梁山脈は、咸興平野の西北に於ける天然の障壁を形づくつてゐる。かういふ地點に新羅の古碑

が立つてゐたのであるから、朝鮮金石文の研究家として名高い金正喜秋史と號すが、此の碑の歴史的價値を論じて「大槩此碑、非徒爲我東金石之祖、新羅封疆、以國乘攻之、纔及於比列忽、^{達安}不因此碑何以更知其遠及於黃草嶺耶、金石之有勝於史乘如此、古人所以寶重金石、豈止於一古物而已耶」といつたのは、一應道理

(1) 碑石の傍に尹定鉉の建てた小碑があつて、それに「此新羅眞興王碑東北定界者也、舊在黃草嶺石上下剝落文殘存一百八十五字、今移置中嶺以庇風雨、仍嵌之壁、與黃草不遠、無疆界公讐之慮矣、以舊拓考之第一行王字下、有巡狩管境刊石銘記也、九字并志闕、眞興戊子後一千二百八十五年壬子」

[A.D. 1852] 秋八月、觀察使尹定鉉書²⁾と勒してある。

(2) 車天輅の隨筆五山說林草藥大東野乘卷五に「宜春嶺去甲山五日程近白頭山下、有短碑隱草中、申公破爲南兵使、打而來余得見之、高僅五尺、廣二尺許、字如筆陣圖而小太半缺落、其曰皇帝者、高句麗王也、有曰啄部某者六七人、余不解啄部爲何官、其後許荷谷筭曰、會見古史、啄部猶今之大夫也云」と見えてゐる。啄部が新羅の六部の一であることは言ふまでもない。

此の碑の黃草嶺碑であることは、有曰啄部某者六七人云々の語に徵して明かであるが、車天輅が其の所在を白頭山下の宜春嶺としたのは、甚だをかしい。必ず誤りであらう。宜春嶺は東國輿地勝覽卷五十、會寧都護府古跡の條に、「宜春嶺在豆滿江北七百里、尹璉拓地至此、城公驗鎮遂立碑於嶺上、刻曰高麗之境、碑之四面有畫皆爲胡人剝去」といひ、龍飛御天歌(第七十五章)の註に慶源府東北七百餘里、有先春嶺、即璉立碑處、其碑四面有畫爲胡人剝去其字、後有人掘其根、有高麗之境四字とある。先春嶺であらう。然かも是等の記事其の原據は李朝世宗實錄地理志は、高麗の尹璉が碑を公驗鎮に立て、占領地の界を限つたといふ、高麗時代からあつた俗傳を、李朝時代になつて、更に滿洲地方の先春嶺といふ山に附會したものである。高麗史地理志に睿宗二年以平章事尹璉爲元帥、知樞密院事吳延龍副之、率兵擊遼、女真置九城立碑于公驗鎮之先春嶺以爲界⁵⁾とあるのも、高麗時代の記事ではなく、李朝時代になつて世宗以前にできた此の附會説に他ならぬ。車天輅が黃草嶺碑の所在を宜春嶺としたのは、之に關係があるらしい。恐らく天輅は新出の碑の拓本を申込から得、何の碑ともよくわからぬので、公驗鎮碑の傳説を聯想して、それから生じた錯誤を其のまゝ筆にしたのであらう。またそれを天輅に歸することができなか

黄草嶺碑に
新羅の東北境は
まつはる問題

のある説である。しかし三國史記の記事を通觀すると、新羅の東北境は何時の世にも黄草嶺には達しなかつたやうである。さうしてこれにも相當の價値を置かねばならぬことを思ふと、金正喜のいつたやうに簡単に片づけてしまうことはできない。余が上に提言した黄草碑に關する疑問といふのは、之を意味する。

然らば眞興王時代の新羅の東北境は何處であつたかといふに、それも從來の研究ではまだはつきりと決まってゐない。眞興王の置いた比列忽州が鐵嶺關外の安邊のやうな遠い處でないことを力説せられた津田左右吉博士があると同時に、全く反対に新羅の勃興の勢に乘じた此の王の經略は、海上から咸興平野に及び黄草嶺を以て其の界至としたであらうと説かれた今西龍博士もある。要するに眞興王の時の新羅の疆域、殊に其の東北境をどこで限るかは、王の巡境碑たる黄草嶺碑と切りはなして考へることのできない頗る重要な問題である。然らば之をどう解決すべきであらうか。現存の記録の上から新羅の勢力の消長をよく考へてみて、碑石其のものに有利な證據を擧げ得ればそれでよし、若し擧げ得られない場合には、どうしてそんな處にそれが建てられたか、更に其の理由の説明に立ち入らねばなるまい。余が此の一篇

本篇の目的

を草したのは、之に關する半見を述べ、併せて大方の示教を乞ひたく思ふからである。

いとしても謬説の山つて來つたところは、公儉鎭碑に對する聯想其のものとすべきである。

(3) 阮堂集、卷一、新羅管境碑。

(1) 朝鮮歴史地理、卷一、眞興王征服地域考。

(2) 考古學雜誌第十二卷第一號大正十年九月、新羅眞興王巡狩管境碑考、二一一—二二頁。

第二章 真興王の三碑

黄草嶺碑は今ま碑身の右上部と左下部とを亡つてゐる。残存せる部分に於いても磨滅して全く讀めない文字がかなり多いが、最初の行に、

□□□□八月廿一日癸未真興太王巡狩管境刊石銘記也

とあり、第二行から第七行に亘つて、

□□世道乖眞玄化不敷、則耶爲交競、是以帝王建號、莫不修己以安百姓、然朕
 □紹太祖之基、纂承王位、競身自慎、恐違□□、又蒙天恩開示運記、冥感神祇、應
 □四方託境、廣獲民土、隣國誓信、和使交通、府□□□□、新古黎土□謂道化
 未有、於是歲次戊子秋八月、巡狩管境、訪採民心、以欲勞□□、有忠信精誠□□
 □□□國盡節有功之徒、可加賞爵物以章勳効、廻駕顧行、□□□□□□□□
 □□□□□□□□者矣、

といひ、第七行のなかから第十二行(即ち末行)までは、隨駕の人名并に其の部
 名官職名等を列記してある。⁽¹⁾ 即ち此の碑は戊子の年秋八月、眞興王が管境を

眞興王の他
の二碑
王の二十九年に(A.D.568)に當る。

昌寧にもあるのであるから、それ等についても一言しておかねばならぬ。
北漢山碑は京城府の北方に聳ゆる北漢山の中の一峰——其の碑の存在に由つて碑峯の名を有する高い峯(標高五六六米矣)——の断崖絶壁の磐石の上に立つてゐる。朝鮮純祖の十六年(A.D.1816)金正喜等が之を探査し翌年また審視して残字六十八字を読み得たのが此の碑の世に紹介せられた初めてである。第一行には。

□□□□□□□眞興太王及衆臣等巡狩管境之時記
とあり、第五行の中に

是巡狩管境訪探民心以欲勞□如有忠信精誠○首尾缺く

どあるのは黄草嶺碑の文に同じく、第八行以下に隨駕の人名官職名を列記してある。すべて十二行、毎行三十二字、漫滅して讀めない文字が非常に多い。
巡狩の年月は第一行の首に記るされてあつたのであらうが、それも全くわからぬ。⁽¹⁾

昌寧碑
本 文
發 見
建碑の年月
是不
明

昌寧碑
發 見
建碑の年月

第三の昌寧碑は慶尙南道の北境に近く聳ゆる火旺山の西麓、昌寧邑の平地の東邊にある。去る大正三年、文學博士鳥居龍藏氏の調査に依つて世に現はれたものである。磨滅した文字は割合に少なく、

辛巳年二月一日立 宮人幼年承基政委輔弼後[○]以下缺く

を初行とする十行を以て本文とし、以下第二十七行に至るまでの十七行に亘つて巡狩に關係した人名官職名を書き列ねてある。⁽²⁾ 建碑の年を示した辛巳は、黄草嶺碑の戊子に先だつ七年、眞興王の二十二年(A.D.561)に當る。

那民國劉承幹氏の「海東金石苑補遺」(卷二)等に著錄せられてゐる。今ま是等を参照して其の宜しきに従つた。

(1)此の碑の詳細を知るには、金正喜の「金石過眼錄」、劉喜海の「海東金石苑」(卷二)、内藤氏の「新羅眞興王巡境碑考」(藝文第二年第四號)、「朝鮮金石總覽」、今西氏の「新羅眞興王巡狩碑」(朝鮮總督府大正五年度古蹟調查報告、五四頁以下)及び「新羅眞興王巡狩管境碑考」(考古學雜誌第十二卷第三號)等を見るべきである。

(2)今西氏の「眞興王拓境碑」(朝鮮總督府大正六年度古蹟調查報告、三七五頁以下)及び「新羅眞興王巡狩管境碑考」(考古學雜誌第十二卷第十一號)を參照するがよい。「朝鮮金石總覽」及び劉承幹氏の「海東金石苑補遺」にも此の碑を著錄してある。

第三章 真興王の北境経略

真興王の即位の年は、我が欽明天皇の元年に當り(A.D. 540)、高句麗の長壽王の歿後四十九年、百濟の聖明王が國都を熊津^{忠清南道公州}から泗沘^{忠清南道扶餘}に退けた翌々年である。新羅は其の四年前(法興王二十三年)始めて私年號を用ひ、建元元年と稱したが、此の王の十二年(A.D. 551)に至つて開國と改元した。新羅の建国は必ずしも古いのに、特にかういふ年號を用ひたのは、相當の理由のあることで、此の年新羅は北方に向つて著しく其の領土を擴張したのである。⁽¹⁾ 即ち三國史記新羅本紀の真興王十二年の條に

王命居柒夫等、侵高句麗、乘勝取十郡、

といひ、また同書卷四の居柒夫の傳に

真興大王十二年辛未、王命居柒夫及仇珍大角^伐、比台角^伐、耽知迎^伐、非西迎^伐、奴夫波珍^伐、西力夫波珍^伐、比次夫大阿^伐、珍夫阿^伐等八將軍、與百濟侵高句麗、百濟人先攻破平壤、居柒夫等乘勝取竹嶺以外、高覲以内十郡、

⁽¹⁾ 羅紀に「十二年春正月改元開國」とあるが、余は領土の擴張が行はれたのに依つて此の開元があつたのであらうと思ふ。

とある。日本書紀の欽明天皇十二年の條に、

是歲百濟聖明王親率衆及二國兵二國謂新羅任那也往伐高麗獲漢城之地又進軍討平

壤凡六郡之地復故地

とあるのも之に應ずる貴重なる記事である。漢城は當時高句麗の領内に沒してゐた百濟の舊都であつて、漢江の南岸に近い南漢山城(今之廣州)である。

平壤は高句麗の國都の平壤ではなく、此の國の三京の一なる漢城即ち北漢山城の別名としての南平壤今之京城たること疑ひない。かくの如く新羅と百濟とは協力して兵を出し、竹嶺以北、北漢山以南の廣大なる地方を高句麗から奪ひ取つたのであるが、早くも其の翌年、百濟の占領地は新羅のものとなつてしまつた。それは書紀の欽明天皇十三年の條に、

是歲百濟乘漢城山城南漢山城北漢山城新羅因此入居漢城

とあるのでわかる。さうして新羅は更に其の翌年眞興王十四年、南漢山城に一州を置き、之に新州の名を與へた。史料が乏しいから、此の間の經緯を詳かにすることはできなければ、新羅・百濟二國の協同出兵の効果が新羅に依つて獨占せられたことは疑ひを容れない。ところで新羅と百濟とは、其の協同戦役の際同じ方面に兵を出したのであらうか。新羅側の記事たる居染夫

百濟の征略
地新羅に奪
はる

新州

二國の各の
征略地

昌寧邑

高峴の位置

如何

傳に依ると、羅軍は「竹嶺以外、高峴以内の十郡」を取つたといひ、百濟側の或る記録に本づいたらしい書紀の文に依ると、濟兵は、漢城・南漢山・平壤・北漢山に討ち入つて六郡の地を收復したといふのであるから、一方は十郡、一方は六郡、合せて十六郡の地を各別に占領したらしく思はれる。そこで新羅の占領地の北境としての高峴の位置が問題になる。

眞興王の十五年、百濟の聖明王は親ら軍に將とし、任那の日本府の兵と共に新羅の西境とおぼしき管山城を攻め、大敗して殺された。さうして新羅が完山州を比斯伐に置いたのは、其の翌年である。比斯伐日本書紀神功皇後紀の比自林皇は任那列國の一であつて、今の昌寧邑は其の中心であり、昌寧邑には前に述べた眞興王の巡狩碑がある。眞興王は任那日本府を後援とする百濟を破つた勢に乘じ、日本府の管下にあつた比斯伐を併せ、王の二十二年に當る辛巳の年には、そこに巡幸したのであらう。それから完山州を置いた十六年の冬、王は北漢山に巡幸した。即ち羅紀に「冬十月、王巡幸北漢山、拓定封疆」と見えてゐる。之を北漢山碑に結びつけて考へると、堅立の年月のわからぬ其の碑は、十六年の巡境の際のものであらうといふことになるが、碑文の中に「南川軍主」——南川州の

北漢山巡幸

北漢山碑

眞興王の比
斯伐略有と
昌寧碑

戊子巡境碑
と新羅の東北境
としての高峠

竹嶺外の地
の交通の要地
衝

長官——の名が見え、南川州は後に述べる如く、王の二十九年に置かれた州であるから、かう見ることは許さない。恐らく二十九年以後にも此の方面を巡狩したことがあつて、其の時に建てたのであらう。此の事は今西博士が論じてゐられる⁽¹⁾。しかし眞興王の北漢山巡狩が何年であつても、巡狩管境碑が此の山に立つてゐるのは、王の新領土の北境が其の附近であつたことを語るものでなければならぬ。さうすると戊子巡境碑もやはり新領土の東北境に近く立てられたのであつて、其の方面の或るめぼしい山が問題の高峠であらうといひたくなる。これは自然な推測であらうが、十二年の役に於ける百濟軍の占領區域の北端は、北漢山若しくは其の附近の地であつたのに、たとひ新羅軍が單獨に進撃したとしても、鐵嶺或は三防の險を越え遠く黃草嶺下の咸興平野を占領したとは、どうしても考へられない。随つて黃草嶺を以て高峠に擬することは不可能であらう。

さて慶尙北道から、烏嶺及び雞立嶺と相並んで名高い竹嶺の險を越え、忠淸北道にはいると、忠州に於いて道が二つに分れる。無論大道についていふのである。其の一つは、南漢江に沿ひ、其の下流に屬する北漢山方面に向ふものであるが、忠州と北漢山との略中央に位する利川は、江原道の原州から驪州を

南川州(利川)

七重城(積城)

六溪土城

(1)考古學雜誌第十二卷第三號大正十年十一月[新羅眞興王巡狩管境碑考]中、一四六頁參照。
(2)朝鮮五萬分一圖參照。

七重河(臨
津江)忠州の正北
の交通路
防鐵嶺及び三

集之、十一月、閼川與高句麗兵、戰於七重城外克之、殺虜甚多」とあり、太宗武烈王七年の條に「高句麗侵攻七重城、軍主匹夫死之」とあるのは、七重城が新羅の北邊の要衝であつたことを證するもので、所謂六溪土城の其の出城たることがおのづから推測せられる。又た三国史記卷四金庾信傳中に「龍朔元年十二月十日、與副將軍仁問・真服良圖等九將軍、率兵載糗入高句麗之界」と提言し、次に「壬戌正月二十三日、至七重河……諸將卒相隨波河入高句麗之境、慮麗人要於大路、遂自險隘以行」とあるのに依ると、當時積城のあたりの臨津江は七重河と呼ばれ、其の北方は高句麗の領域であつたのである。

忠州から二つに岐れる大道の他の一つは西北に向つて江原道を縦断するもので、原州・春川・淮陽等を通過する。淮陽から鐵嶺の險を越えると、嶺下の地は安邊であるが、鐵嶺と三防とは、江原道から咸鏡道の南邊に越え入る自然の關門をなし、さうして是等の二關を通過する道は安邊に於いて歸一するのであるから、安邊が此の方面の要衝であることは論を俟たぬ。江原道と咸鏡道との境を劃する高峻なる山脈は、最も越えやすい鐵嶺・三防二關の附近に於いて標高七百米突に近く、北に向つて標高千二百六十八米突の黃龍山を起し、それから僅か四五里の間を走る間に急に三十九米突まで高度を減じ、安邊の南

比列忽州
(安邊)眞興王十二
年の新羅
征略地

大川の河口に近く海に落ちる。だから咸鏡道の咸興方面から安邊に來り、東に轉じて山脈の此の低い部分を過ぎ、海岸に沿うて江原道の裏側の帶のやうな細長い地方に出るのは、甚だ容易である。そこで安邊はまた此の海岸道を扼する點に於いて、特に重要な位置を占めてゐる。新羅の眞興王は、百濟と協力して竹嶺外の高句麗の地を奪ひ、五年の後こゝに新しい州を置いた。即ち羅紀眞興王十七年の條に「置比列忽州、以沙済成宗爲軍主」とあり、地理志に溯庭郡、本高句麗比列忽郡、眞興王十七年梁太平元年爲比列州置軍主、景德王改名、今登州」とある。登州は高麗時代の安邊の稱である。

上述の如き地理上の考察を試み、殊に臨津江畔の積城が新羅の七重城の所在地であつたこと、及び三防鐵嶺二關の外の安邊が比列忽州であつたことに留意すると、眞興王の時新羅が高句麗から奪ひ取つた地域の北境が、かなりはつきりと地圖の上に顯現するやうである。百濟の聖明王は親ら軍を率ゐて高句麗の南漢山城(漢城)及び北漢山城(南平壤)を討ち取り、六郡の地を舊に復したといふのであるから、北漢山城を距ること遠からざる同じ方面的七重城も、

(1)七重城址も所謂六溪土城址も、未だ専門家の實査を経てゐないやうであるが、余は何人かのそれを遂行することを切望する。

百濟軍の手で略取せられたであらうと思はれる。即ち七重城は其の戦役の際に於ける百濟の占領地の最北點であつたのであらう。之に對して新羅軍はいづれの方面を占領したかといふに、此の國の位置並に竹嶺を越えてからの通路の關係から、それが江原道地方であるべきことは容易に推測せらるゝところである。然るに北漢山から七重城を経て北に向ふ通路は、三防關に由つて安邊に聯絡し、安邊に於ける比列忽州の設置は、此の經略の行はれた後五年であるから、新羅の占領地の北界としての問題の高峴は鐵嶺に比定せらるべきであらう。高峴の名が此の峰にふさはしいことはいふまでもない。即ち眞興王の十二年新羅が百濟と協力して占領した地域の北界は、鐵嶺・三防・平康・鐵原・漣川・積城・汶山を連續する一線であつたといひ得る。又た前に述べたところに依つて、比列忽州設置の理由の説明もつく。若し占領地の界を三防・鐵嶺の山脈で限つておけば、咸鏡道地方を領する高句麗の軍兵は、平夷なる海岸道を過ぎて東南に下り、江原道の裏側に於ける通川・高城・襄陽・江陵・三陟・蔚珍等の地をたやすく占領し得るわけである。だから眞興王は高峴以南を手に入れた後、一步進んで安邊の南大川の流域を占領し、ことに比列忽州を置いて高句麗の侵入に備へたのであらう。

高峴と鐵嶺との比定
新羅百濟二國の征略地の北界
比列忽州設置の理由

眞興王十一年以後に於ける州の置
新州を廢し
北漢山州を置く
北漢山州を廢し
南川州を置く
比列忽州を廢し
北漢山州を置く
南川州を置く
利川州を置く
忠州を置く

(1) 津田博士は、高峴の所在は古史に明徴なきも、今臨津江の上流地域たる麻田永平の中間に高峴里ある、それならんといひ(朝鮮歴史地理第一卷、一〇五頁、今西博士は、高峴は今京畿道利川邑の北約二里に利川廣州兩郡の界に在る廣峴の地なるが如し、峴の西南麓に高尺里と稱する地あり)といはれたが、考古學雜誌第十二卷、第三號、一四三夏兩說共に沿革のわからぬ現在の地名に因はれた嫌ひがある。

春川方面に於ける置州の有無

のに都合のよい場所であるから、こゝに一州を設けて行政並に軍政の中権としたのであらう。高城に達忽州を置いたのも同じ趣旨に本づいたものらしく、其の管下に置かれた地は比列忽以南の江原道の東海岸であらうと思はれる。

然らば江原道の脊梁山脈の表側の廣大なる地方は、地方行政上どう取扱はれてゐたのであらうか。此の方面に於いて忠州(國原京)と鐵嶺(高峴)との中間に位し、西は北漢江の流に依つて南北兩漢山の地に聯絡し、且つ平地の大きい關係から特に重きをなす地は、いふまでもなく春川である。然るに三國史記五卷三地理志は、新羅時代に牛首州或は牛頭州の稱のあつた此の地に關して善德王六年、唐貞觀十一年爲中首州⁽¹⁾置軍主⁽²⁾成^{云文武}四年^{云四}武陞^{云三年}王十三年^唐といひ、善德王以前の事を叙べてないが、これはをかしい。眞興王が南北兩漢江の流域を占有してから善德王六年(A.D.657)までは八十六年の歲月を経過してゐるのに、其の長い間、此の樞要なる地に如何なる州治もなかつたとは、どうしても考へられないからである。

さて三國史記卷四の職官志を見ると、其の六停の條の第三項に、

三曰漢山停、本新州停、眞興王二十九年罷新州停、置南川停、

事職官志の記

善德王の置

善德王の置

とある。これは羅紀眞興王二十九年の條の「廢北漢山州、置南川州」に應ずる記事であるが、南漢山の新州停が直ぐ利川の南川停に移變したではなく、其の中間に北漢山停があつたはずである。又た上述の如く羅紀の同じ條に「又廢比列忽州、置達忽州」とあるのに對し、六停の第四項には、

四曰牛首停、本比烈忽停、文武王十三年罷比烈忽停、置牛首停、

とある。しかし牛首停(春川)が本と比烈忽停(安邊)であつたといふ「本」を、文字通りに解釋すると、地理上甚だをかしい。のみならず文武王十三年云々も誤りで、實は文武王の八年(A.D.668)、善德王七年(A.D.638)以來三十年間高句麗に没してゐた比列忽州を回復し(此の事は次章に詳説する)十三年(A.D.673)には上に引いた地理志の文の註に見える如く首若州を春川の地に置いたのである。又た六停の第五項には、

(1)李氏英宗朝の地理學者李重煥は、此の地について春川在麟蹄西水陸西南距漢陽二百餘里、…山中澗平野、二江灌注於中風氣固密而江山清曠、土地饒沃、多世居士大夫といひ、八域誌、江原道の條、又た次則春川牛頭村在昭陽江上、二水合流之内處水有石下有江、江外有山、雖狹中開拓既遠、敵密明爽、又通下江舟楫、漁鹽之利、居人多以商販致富、自舊國時、人烟至今不衰と叙へてゐる(同上)江居の條。

(2)地理志の他の章(三國史記卷三七)に「牛首州、首一作頭、一云首次若、一云烏根乃」とある。

五曰河西停、木悉直停、太宗五年、罷悉直停、置河西停、
とある。河西は今之江陵で、河西良とも何瑟羅ともいひ、悉直は今之三陟であるが、羅紀、太宗武烈王五年の條に、

王以何瑟羅地連靺鞨人不能安、罷京爲州○善德王八年以來、住臣を長官とする小京であつた。置都督以鎮之、又以悉直爲北鎮、

とあるのを参照すると、職官志の六停に關する記載のあやふやなことが益明かになる。しかし漢山停の條にも河西停の條にも、誤傳の背後に潛んでゐる正しい事實はあるのであるから、牛首停の一條も全然棄てたものではなからう。上述の如く文武王が比烈忽停を罷めて牛首停を置いたといふのは取るに足らない所傳である。しかも「牛首停、本比烈忽停」はそれを意味するのではなく、眞興王が比列忽州を罷めて達忽州を置いた時、また牛首州を春川に置いたのをかう傳へたのであるまい。若しさうとすれば、眞興王の二十九年、王は北漢山州及び比列忽州を廢して南川利川、達忽高城二州を置いたばかりでなく、また牛首州を新設して、江原道の脊梁山脈内の部分を其の管下に置いたのであらう。さうして此の變革の下に、南北兩漢山城及び七重城は南川州の管内に入り、比列忽は達忽州の管内にはいつたのであらうと思はれる。

ところで問題の戊子巡査碑には、「秋八月、巡狩管境、訪採民心、云々」といひ、其の年月は比列忽等の州の廢置の行はれた二箇月前である。て、若し王の巡狩の當時、新羅の東北境が黃草嶺に達してゐたならば、此の方面に於いて歴史地理上特に重要な位置を占むる咸興には、必ず何等かの施設のあるべきはずであるのに、さういふ様子は何もなく、さうして王の巡境と密接なる關係のなけれればならぬ比列忽州廢止の事實は、安邊以北に新羅の州縣のなかつたことを想はしむるに充分である。いひかへれば比列忽州の置かれた眞興王十七年から、戊子巡狩の時まで、新羅の東北境は安邊の南大川の流域に於いて固定してゐたとすべきである。隨つて王の巡狩の記念の爲めに立てられた碑石が、安邊から遠く隔だつた黃草嶺にあるといふのは、どうしてもをかしい。

かくの如く眞興王の戊子(二十九年)巡査の當時、鐵嶺外の安邊の地は、新羅の領域の東北の限界であつた。然るに此の年若くは其の後に行はれた管境巡狩の際の記念碑、即ち戊子巡査碑と兄弟の關係を有すること明かなる他の一碑は、北漢山上に存し、北漢山は新羅の西北境に近い最も顯著なる山である。故に余は居染夫傳の高峯に擬すべき鐵嶺若くは其の附近の山を以て、眞興王が戊子巡査碑を立てた處であらうと推定する。

黄草嶺から
發見せられた理山如何

然らば此の巡境碑が後世鐵嶺附近から發見されなかつたのは何故であらうか。以下余は之を主要なる問題として其の解釋の道程に入り、頗る廻りくどいやうではあるが、眞興王以後に於ける新羅朝の總ての時代——三國鼎立時代及び半島統一時代——並に高麗朝の前半の時代の東北境について、漸次考察の歩を進めることする。

第四章 高句麗滅亡以前に於ける新羅の東北境の變遷

南北兩漢江の流域を高句麗から略取した眞興王の經略は、當然新羅に對する高句麗の怨恨を深くした。三國史記卷四の溫達傳に、麗將溫達が新羅に出来しようとした際の誓詞として「雞立峴・竹嶺已西不歸於我、則不返也」といひ、羅紀善德王十一年の條に、高句麗の寶藏王が、百濟を伐たうとして援兵を乞ひに來た新羅の使者金春秋に答へて、「竹嶺本是我地分、汝若還竹嶺西北之地、兵可出焉」といつたと叙べてあるのは、此の關係を語るもので、舊唐書卷十九高麗傳にも、貞觀十七年封其嗣王藏藏○王寶爲遼東郡王高麗王、又遣司農丞相里玄獎賚璽書往、說諭高麗、令勿攻新羅(泉蓋蘇文謂玄獎曰高麗新羅怨隙已久、往者隋室相侵、新羅乘釁、奪高麗五百里之地城邑、新羅皆據有之、自非反地還城、此兵恐未能已)、玄獎曰、既往之事、焉可追論、蘇文竟不從と見えてゐる。最後の記事の中の「新羅乘釁」云々は九十餘年前の眞興王の經略を指したもので、「隋室相侵」は時代の齟齬した信憑するに足らない文字である。溫達傳の雞立峴は今も其の名を存し、竹嶺の西、直徑約九里、鳥嶺と相並んで慶尙北道と忠淸北道とを聯絡する重要な

麻木峠

る嶺路である。高句麗の寶藏王が新羅の金春秋に告げたといふ同じ語は、三國史記卷四の金庾信傳上には「麻木峠與竹嶺、本我國地、若不我[○]句麗還、則不得歸國[○]汝春秋[○]」と記るされてあるが、麻木峠は雞立峠の別名否、其の義譯名に他ならぬ。東國輿地勝覽卷二聞慶縣山川の條に「雞立嶺、俗號麻骨山、以方言相似也、在縣北二十八里、乃新羅時舊路⁽¹⁾」といひ、尹廷璣(朝鮮哲宗の時の人)の東寰錄卷四にも「麻骨以方言稱之、則雞立⁽²⁾」と説いてあつて、雞立は麻殼を意味する朝鮮語[○]거름(kyo-reup)の對音であるからである。

かういふ關係から、高句麗は唐に滅ぼさるゝまで約一世紀の間屢々新羅と衝突を重ねた。此の間に於ける新羅の北境乃至東北境は、主として其の衝突の事實から考へられねばならぬ。

眞平王の二十六年(A.D.604)王は前王眞興の置いた南川州を廢し元の如く州治を北漢山に還した。即ち羅紀の同年の條に「廢南川州、還北漢山州」といひ、職官志の六停の第三項にも「眞平王二十六年、罷南川停、置漢山停」とある。これは、羅紀の前年(二十五年)の條に「高句麗侵北漢山城、王親率兵一萬以拒之」とあり、麗紀の方には「眞平王十四年(A.D.603)の條に「王遣將軍高勝、攻新羅北漢山城、羅王

北漢山城高
句麗に侵さ
る(眞平王二十五年)

溫達傳の記

阿旦城

率兵過漢水、[○]漢城中鼓噪相應、勝以彼衆我寡、恐不克而退⁽³⁾」と記るされた戰役があつて、高句麗の南侵に對し、北漢山城の守備を充實する必要を感じさせられたからであらう。史記卷五の溫達傳に「溫達高句麗平岡王原[○]平時人也、……及陽岡王即位[○]、⁽⁴⁾陽岡王は嬰陽王、溫達奏曰、惟新羅割我漢北之地爲郡縣、百姓痛恨、未嘗忘父母之國、願大王不以愚不肖、授之以兵、一往必還吾地、王許焉、臨行誓曰、雞立峠[○]竹嶺已西、不歸於我、則不返也、遂行、與羅軍戰於阿旦城之下、爲流矢所中、路而死⁽⁵⁾」あるのも、此の戰役に關する記事であるらしく、即ち高句麗の嬰陽王は眞興王から奪はれた領土を回復しようとして北漢山城を攻擊したのである。溫達戦死の地たる阿旦城は、史記百濟紀の蓋鹵王二十一年(高句麗長壽王六十三年、A.D.475)の條に、高句麗軍が北城(北漢山城)を陥れて蓋鹵王を生擒したことと、次に「乃數其罪、縛送於阿旦城下、狀之⁽⁶⁾」とある阿旦城と同じ城であつて、廣開土王の碑文の中にも其の名が見える。近年在鮮の松島惇氏が京城と廣州山城(南漢山)との間にある百濟の遺蹟を探査し、京城の往十里の東二邦里餘、東に漢江の流を帶

(1) 羅紀の阿達羅尼師今三年の條に「開雞立嶺路」とあるが、これは同五年の條に「開竹嶺」とあるのと共に信を措くに足らぬ。

第四章 高句麗滅亡以前に於ける新羅の東北境の變遷

び北に峨嵯山の險を負うた廣津里の古城を阿且城の遺基であるとせられたのは、正鶴を得た説であらう。⁽¹⁾ たゞ眞平王二十五年の役について考へると、高句麗軍は北漢山城に迫るに當り、先づ臨津江畔の七重城を侵したはずであるのに、其の證左とすべき記事は三國史記に見当らない。これは恐らく史傳の遺漏であらう。

それから眞平王の三十年(A.D.608)にも、高句麗は新羅の北境を侵した。即ち羅紀の同年の條に「王、患高句麗屢侵封場、欲請隋兵以征高麗命圓光修乞師表……〔光〕乃述以聞」といひ、次に「二月、高句麗侵北境、虜獲八千人、四月、高句麗拔牛鳴山城」とある。しかし牛鳴山城の位置は、推定の手がかりとなるものがないから全くわからぬ。眞平王が兵を隋室に乞ふ表を圓光法師に作らせたことは、三國遺事^{卷四}に引いてある古本殊異傳の圓光の傳にも見えてゐるが、乞師の事は羅紀の眞平王三十三年の條に「王遣使隋奉表請師」と見えてゐるから、圓光が表文を作つたのは三十三年であつて、三十年ではあるまい。さすれば其の前に新羅の封疆が屢々高句麗に侵されたといふのは、上に述べた二十五年の役と三十年の役とを指したものであらう。

やがて隋の命が革まるとなれば新羅は唐に通じ眞平王の四十七年(唐高祖武德八年)

眞平王三十年
年に於ける
高句麗の侵
牛鳴山城
兵を隋に乞
うた時期
高句麗の娘

臂城を侵す
(眞平王四十
七年)

年、A.D.625)には高句麗が朝貢の路を塞ぐことを訴へた。さうして五十一年(唐太宗貞觀三年、A.D.629)に至り、進んで高句麗を侵すに都合のよい機會を得たと見えて、其の舉に出でた。此の役は羅紀の本年の條に「秋八月、王遣大將軍龍春、舒玄○金庚の父、副將軍庾信、侵高句麗娘臂城、……諸軍乘勝、鼓噪進擊、斬殺五千餘級、其城乃降」といひ、羅紀には榮留王十二年の條に「新羅將軍金庚信來侵東邊、破娘臂城」とある。東邊の文字に依つて推すと、新羅は江原道方面から兵を進めたらしく、隨つて其の攻破した娘臂城は、鐵嶺外の比列忽に對して、之と相距ること遠からざる處(德源地方?)にあつた一城ではあるまいかと思はれる。

降つて善德王の時には、七重城外の地が高句麗に侵された。羅紀に
殺虜甚多、

といひ、これは前にも述べた如く、眞興王の領土擴張後の新羅の北境が臨津江の畔に達してゐたことを思はしめるものであるが、今まで余は更に他の事實を

七重城高句
麗に侵さる
(善德王七年)

(1) 雜誌朝鮮、一三六號(大正十五年九月)、松島博、阿且城址考。

參照して、善德王七年の事件としての此の役並に其の後に於ける新羅と高句麗との關係を考察の對象としようと思ふ。

文武王の比列忽州設置

三月、置比列忽州、仍命波珍凌龍文爲惣管

さしつめ注意を引く事實は、羅紀、文武王八年(唐總章元年、A.D.668)の一條である。これは新羅の東北境に關して何事を語るものであるかといふに、此の年から丁度百年前に當る眞興王の二十九年(A.D.568)今のが城の地に達忽州を置き、同時に安邊の比列忽州を廢したことがあつたのを思ふと、今回の比列忽州の設置は其の復興(州たる位置)であるとも見られよう。しかし比列忽州は過去百年の間を通じて常に新羅の有であつたのではない。羅紀の文武王十一年の條に、王が唐將薛仁貴の寄書に答へた報書を載せてあるが、其の一節に「又卑列之城本是新羅之城」(高麗打得三十餘年、新羅還得此城、移配百姓、置官守提、又取此城、還與高麗云々といひ、所謂卑列之城が文武王八年の紀に見ゆる卑列城州と共に比列忽州の譯字を異にしたるものであるべきことは、曾て津田博士の説破せられたところである。⁽¹⁾ 卽ち此の文に據ると、比列忽は本と新羅のものであつたのを、高句麗に伐ち取られ、それから三十餘年の後、新羅が之を奪還して其の守備を整へた。然るに唐がまた之を高句麗に與へようとした

卑列城

比列忽高句麗

置に及す

(善德王七年)

達忽高句麗
に及す

(善德王七年)

たといふのであつて、文武王八年に於ける比列忽州の設置は、此の奪還の事實に依つて説明せらるべきであらう。ところで善德王七年(唐貞觀十二年)は文武王八年から丁度三十年前に當り、其の年、高句麗の軍兵は七重城外に侵入して新羅の將軍閼川に擊破せられたのであるから、比列忽の高句麗に沒したのも之と同時のことであらうと推定せられる。即ち去る貞觀三年(高句麗榮留王十二年、新羅真平王五十一年)新羅から東邊の娘臂城を侵された高句麗は、九年の後なる此の年(榮留王二十一年)に至つて復讐的の舉に出で、娘臂城と相對する比列忽を陥れ、また七重城にも迫つたのであらう。たゞ比列忽を屠つた同じ兵が鐵嶺或は三防の險を越えて七重城外に進撃したのか、またさうではなく、相策應する一軍が別に七重城の西北方面から臨津江を渡つて來たのであるか、臆測の可能性はどちらにもある。卒かに之を決することはできない。

さて眞興王が鐵嶺高峴以南の地を高句麗から奪取した後、嶺外の安邊に比列忽州を置いたのは、江原道の裏側の地方を高句麗の侵略から安全にする爲めであつたにちがひない(前章に述べた如く)。然るに八十餘年を経て善德王

(1)朝鮮歴史地理第一卷眞興王征服地域考、一一一一四頁。

善德王七年
以後に於ける
江陵方面の
新羅の北境

江原道の内側

の七年に至り、其の重要な地が再び高句麗の有に歸したとすれば、其の際若くは其の後に於ける新羅の東北境の變動は、たゞそれだけに止まらなかつたのではあるまい。かう考へて羅紀の善德王八年の條を見ると、春二月、以何瑟羅○江陵原爲北小京命沙浪眞珠鎮之とあるが、これは恐らく此の疑問に答へるもので、即ち去年比列忽と共に何瑟羅の西北邊忽高城を中権とする地方が高句麗の領内に沒したこと暗示してゐるやうである。さうして此の推測に對しては、羅紀太宗武烈王五年唐太宗顯慶三年(AD.658)の條に「三月、王以何瑟羅地連靺鞨人不能安、罷京爲州、置都督以鎮之、又以悉直○江陵原爲北鎮」とあるのが、また有力な傍證となる。何瑟羅の地に連なる靺鞨といふのは、高句麗の領内の靺鞨を指したものでなければならず、其の侵寇に惱まされた爲めに北小京を罷めて州とし、且つ悉直(三陟)を北鎮としたとすれば、それより前に嘗て新羅の國境が江陵と相距る遠くない處まで退いてゐたはずである。故に余は善德王七年(高句麗榮留王二十一年、AD.658)以後、安邊通川高城杆城襄陽等の地は高句麗に屬し、襄陽と江陵との間を横亘する五臺山の支脈は、此の方面に於ける新羅の北境であつたらうと推定する。

かう考へて來ると、更に一つの疑問が起る。即ち鐵嶺以南の江原道の内側

側はどうか

はどうかといふ疑問であるが、これについては羅紀の次の記事に注意を拂はねばならぬ。

新羅の三十
三城高句麗
及び百濟に
没す
(武烈王元年)

武烈王二年唐高宗永徽六年(655)春正月、高句麗與百濟靺鞨連兵侵軼我北境、取三十三城、王遣使入唐求援、

羅紀の此の一條は、新羅の史料に依つたのではなく、資治通鑑唐紀一九九の文を其のまゝ取つたものである。舊唐書卷一九新羅傳の記載も全く同じいが、通鑑及び舊唐書の本づくところは、武烈王の上表であつて、即ち舊唐書卷一九百濟傳には、永徽六年、新羅王金春秋烈王又表稱、百濟與高麗靺鞨侵其北界、已沒三十餘城と見え、唐書卷二〇百濟傳にも、永徽六年、新羅訴百濟・高麗・靺鞨取北境三十城と記るされてある。隨つて新羅の三十餘城が百濟・高句麗及び靺鞨(靺鞨は高句麗の領内の住民)に沒したのは、武烈王の二年(永徽六年)ではなく、恐らく其の前年に起つた事件であらうと思はれる。ところで三國史記卷四の金歎運傳を見ると、羅紀の遺漏を補ふべき記事がある。即ち永徽六年、大宗大王憤百濟

(¹同じ事實を傳へた三國史記卷三五地理志、溟州の條の文には、罷京爲州、置軍主以鎮之とある。州の長官を都督といつたのは遙かに降つた元聖王の元年唐德宗貞元年、AD.789以後であるから三國史記卷四〇職官志、下外官、此の部分は地理志の方を探るべきである。

新羅百濟の
助川城を取
る
(武烈王二年)

刀比川城
助川城の位
置

與高句麗梗邊謀伐之及出師以歆運爲郎幢大監於是不宿於家風梳兩沐與士卒同甘苦抵百濟之地營陽山下欲進攻助川城百濟人乘夜疾驅黎明緣壘而入我軍驚駭頗沛不能定賊因亂急擊飛矢雨集……歆運拔劍揮之與賊鬪殺數人而死といひこれに依つて新羅が百濟に對して復讐の兵を出したことがわかる。百濟與高句麗梗邊は三十三城の喪失を意味するのであらうと思はれるからである。金庾信の傳三國史記卷四二に「永徽六年乙卯秋九月庾信入百濟攻刀比川城克之」とありまた驟徒の傳三國史記卷四七に「驟徒沙梁人……嘗出家名道玉居實際寺大宗大王時百濟來伐助川城大王興師出戰未決於是道玉……改名曰驟徒意謂馳驟而爲徒也乃詣兵部請屬三千幢遂隨軍赴敵場及旗鼓相當持槍劍突陣力鬪殺賊數人而死」とあるのも同じ戦役に關する記事であらう。さて此の永徽六年の役羅軍は陽山の下に營して百濟の助川城を攻め取らうとしたといふ。今ま忠清北道永同郡陽山面に近年まで陽山場と呼ばれてゐた松湖里といふ村落がある。黃潤永同から全羅北道の錦山方面に赴く道に中り北に錦江の流れを帶び東南に大王山(標高三〇三米突)を控へ西南に飛鳳山(標高四八一米突)を負うたかなり形勝の地である。さうして錦江の南岸に沿うた上の通路は是等の二山の北麓を過ぐる。大東輿地圖を見ると松湖里に相當する位置に陽

陽山

三十三城の侵
中百濟の侵
した方面

高句麗の侵
した方面の
考察

高句麗、新
羅の七重城
を侵す
(武烈王七年)

山といふ古縣の名を標出してあるが此の古縣は三國史記卷三地理志の永同郡の條に本郡の二屬縣の一として「陽山縣本助比川縣」とあるものに他ならぬのであるから(他の一は黃潤縣即ち今の黃潤)今の松湖里が新羅の半島統一後の陽山縣の古址であり其の地にあつた百濟時代の城が金歆運傳及び驟徒傳の助川城、金庾信傳の刀比川城(地理志の助比川縣)たることは殆んど疑を容れない。又た金歆運傳に「抵百濟之地營陽山下欲進攻助川城」とある陽山は陽山といふ縣名の山來をなした山にちがひないが此の文に依つて推すと今の大王山がそれであらうと思はれる。

永徽六年新羅が百濟の助川城に克つたかういふ戦があつてそれが吾人の問題とする前年の役——三十三城喪失——に酬いたものであつたとすれば、彼の時新羅の失つた若干の城三十三城の中のものやはり同じ方面的城であらうと推定して差支へあるまい。しかも南漢江の流域一帯の地方が新羅の有たる當時高句麗や靺鞨の軍兵が遠く百濟の東境(新羅の西境)に攻めこんだとは思はれないから其の陥れた諸城は之を他の方面に求めなければならぬ。

高句麗は疑問の諸城を陥れた後六年また新羅の七重城を侵した。羅紀に武烈王七年(唐顯慶五年、A.D.660)十一月一日高句麗侵攻七重城軍主匹夫死

之

といひ、匹夫の傳三国史記卷四七には次の詳しい記事がある。

太宗大王武烈王以百濟高句麗靺鞨轉相親比爲骨齒同謀侵奪求忠勇堪綏禦者以匹夫爲七重城下縣令其明年庚申武烈王七年秋七月王與唐師滅百濟於是高麗疾我以冬十月發兵來圍七重城匹夫守且戰二十餘日……而士氣疲乏死傷過半賊乘風縱火攻城突入匹夫與上千本宿謀支美齊等向賊射飛矢如雨支船穿破血流至踵乃仆而死大王聞之哭甚痛追贈級食

武烈王は七重城が高句麗に侵さるゝ前一年王の六年忠勇にして綏禦の才あるものを此の城の鎮將たらしむるを必要とし、匹夫を抜擢して其の任に當らしめた。さうして王がさういふ處置をしたのは、これよりさき百濟・高句麗・靺鞨が互に連和して新羅の領土を侵奪したからであるといふが、其の所謂同謀侵奪は王の元年に於ける三十三城の喪夫を意味する文字たること疑ひない。又た羅紀を見ると、王の八年の條に高句麗及び靺鞨の軍兵の侵入に關する次の記事がある。

武烈王八年唐龍朔元年 A.D.661五月九日、云十高句麗將軍惱晉信與靺鞨將軍生僕合軍來攻述川城不克移攻北漢山城列拋車飛石所當障屋輒壞

高句麗、新羅の述川城を侵す
武烈王八年

去

時城内只有男女二千八百人、城主冬陶川能激勵少弱以敵强大之賊、凡二十餘日、然糧盡力疲、至誠告天、忽有大星落於賊營、又雷雨以震、賊疑懼解圍而去。
 述川城は、三國史記五三地理志に云川郡、本高句麗述川郡、景德王改名今高代述川寧郡といひ、また東國輿地勝覽卷七京畿道驪州古跡の條に「川寧廢縣、本高句麗述川郡、一名省知買、新羅改沂川、高麗改今名」、本朝太宗朝例爲縣監、睿宗朝廢之、在州西二十五里」と説いてあつて、大東輿地圖を參照すると、驪州の西北約二邦里半、右に南漢江の流れを帶ぶる今橋谷のあたりが其の古址らしい。もつとも輿地圖に示してある川寧縣の位置は、南漢江とはやゝ隔たつてゐ、且つ本圖には、今日橋谷附近の丘陵地を挾んで各別に南漢江に流入する楊花川(大橋川)と福河川とを縣の近傍に於いて合流させてあるが、これは古今の地形の變化、即ち南漢江の河床が北から南へ移動したのを語るものであらう。要するに高句麗・靺鞨の聯合軍が北漢山城を侵すに先づて攻撃したといふ述川城は、驪州に近い處である。さうして驪州は利川(新羅の南川州と原州との中間に位し、また忠州新羅の國原京)と北漢山城とを聯絡する樞要なる地點である。

三十三城中
高句麗に没
した地方

善德王七年
及び武烈王元年に於ける
新羅の領土の縮小
高句麗側から觀た領土の變遷

さて此の武烈王八年に於ける高句麗の侵寇の事實を例の三十三城の問題に結びつけて考へて見ると、若し當時、春川・原州等の要地を包含する鐵嶺の南の地方(江原道の表側)が依然として新羅の有であつたならば、高句麗の軍兵が、いきなり驪州に近い述川城を侵して、其の後北漢山城に進撃することはないはずである。さうして匹夫傳には、七重城が高句麗に侵さるゝ以前の此の城の守備に關して、上に説明を施しておいたやうな文字もあるのであるから、余はまた之を考の中に入れ、武烈王の元年高句麗の新羅から略取した諸城は、鐵嶺以南原州以北の北漢江の流域に屬するもので、それが三十三城の大部分を占めてゐたのであらうと推定する。

かくの如く新羅は善徳王の七年(A.D.638)、鐵嶺外の比列忽並に襄陽以北の江原道の裏側の地を高句麗靺鞨の有に委し去り、更に十六年之後なる武烈王の元年(A.D.654)また其の表側の地方をも失つた。即ち真興王の經略に依つて擴張せられた新羅の領土は、こゝに至つて其の一半を減じたのである。

さて新羅の善徳王の十一年(比列忽等の地が高句麗の有となつた後四年)此の年位に即いた高句麗の寶藏王は、百濟を伐たうとして援兵を乞ひに來た善徳王の使者金春秋(後の武烈王)に告げて、「竹嶺本是我地分、汝若還竹嶺西北之地、

述川城攻撃
の目的

兵可出焉」といひ、舊領回復の意圖を直截に示した。舊唐書卷十九の百濟傳に貞觀十六年、義慈興兵伐新羅四十餘城、又發兵以守之、與高麗和親通好、謀欲取黨項城以絕新羅入朝之路、新羅遣使告急請救⁽¹⁾とあるのも同じ年のことで、新羅に對して高句麗と百濟とが連和するやうになつたのは、之を以て始めとする。たゞ党項城の略取は實現せられなかつたけれども、百濟との連和に依つて高句麗の期するところは舊領の回復にあつたにちがひない。かくて寶藏王の十三年(新羅武烈王元年)に至り、半ば其の目的を達した。江原道の表側一帯の地方の略取がそれである。さうして更に六年の後、寶藏王十九年、武烈王七年、唐顯慶五年(A.D.660)新羅の七重城を侵し、明年また述川城と北漢山城とを攻めたのは、舊領の他の一半を收復しようとしたものに他ならぬ。

武烈王の七年には新羅の讐敵の一が倒れた。これよりさき、高句麗と百濟とが共に新羅を壓迫したのに對し、新羅は偏へに唐を恃んで頻りに救援を求

⁽¹⁾ 紀文武王八年の條に唐將劉仁軒の到來した地として党項津の名が見える。京畿道水原郡の南陽附近に擬すべきであらう(東洋學報第一七卷第一號所載拙稿唐の高宗の高句麗討滅の役と卑列道多谷道海谷道の稱參照)。

めてゐたが、此の年唐は蘇定方を主將とする水軍を百濟に送り、新羅と力を合せて之を滅ぼしたのである。數年の後百濟の殘黨の亂が平ぐと、新羅は高句麗を滅ぼす爲めの兵を唐に請うた。さうして唐の命に依つて助征の兵を出し、文武王の八年（唐總章元年、A.D.668）遼東から南下した唐軍と共に平壤城を陥れた。

平壤城の陥落に依つて高句麗の亡びたのは文武王八年の秋九月であるが、新羅は之に先つて善德王七年以來三十年間高句麗の領内に没してゐた比列忽を收復した。即ち羅紀の本年春三月の條に

置比列忽州、仍命波珍、凌龍文爲惣管、

とあり、數年の後文武王が唐將薛仁貴に書を與へた時、其の書の中に「又卑列之城、本是新羅之城、高麗打得三十餘年、新羅還得此城、移配百姓、置官守捉」といつたのが之を説明する文字であることは、既に述べた如くである。思ふに高句麗は唐の大兵を被り、背に腹はかへられず、國南の諸城の守備を撤し、之を西北方に集中せしめたから、新羅は其の虛に乘じて長い間の争奪の餉食であつた江原道の脊梁山脈の内外の地を略取し、それと同時に比列忽州を復置したのであらう。

高句麗の淵
淨土新羅に
投す
(文武
王六年)

もつとも鐵嶺の南の地方の諸城の中には、これよりさき別の事情に依つて新羅の有に歸したものゝあつたらしいことを斷つておかねばならぬ。文武王の六年（唐乾封元年、A.D.666）王が高句麗を滅ぼす爲めの兵を唐に請ふたのと年を同じくして、高句麗に於いては、權臣泉蓋蘇文死し、其の一族の争に依つて國の内部が亂れてゐたことは、新唐書卷二〇「高麗傳」に「乾封元年、藏王遣子男福、從天子封泰山還、而蓋蘇文死、子男生代爲莫離支、與弟男建、男產相怨、男生據國內城、遣子獻誠入朝求救、蓋蘇文弟淨土亦請割地降」と記るされてゐる如くである。ところで割地を唐に請うたといふ蓋蘇文の弟淨土は、唐には降らないで却つて新羅に授附した。それは羅紀の此の年（文武王六年）の一條に

高句麗貴臣淵淨土、以城十二戸七百六十三口三千五百四十三來投、淨土及從官二十四人給衣物糧料家食安置王都廻及州府其八城完並遣士卒鎮守、

とあるのでわかる。思ふに淵淨土の提げて降つた十二城は、彼の所領であ

(1) 羅紀の文武王八年（唐總章元年春）の條に「遣元器與淨土入唐淨土留不歸、元器還」とあるのに依る。

と淨土は翌々年高句麗の亡びる前に更に唐に投じたのである。

(2) 泉蓋蘇文の泉は、唐書卷二二〇「高麗傳」及び近年支那で發見せられた泉男生墓誌に明記してあ

つたのであらう。さうしてそれを手に入れた新羅は、直ちに士卒を發して其の中の完好なる八城を守備せしめたといふのであるから、當時南漢江の流域が新羅の領域であつたのに對し、十二城の所在が互に隣接する鐵嶺の南の方であつたことは、殆んど疑を容れない。

かくの如くにして、高句麗の將に滅びんとする頃、新羅の東北境は善德王が比列忽州を失つた以前の狀態、即ち眞興王が王の十七年始めて此の州を置いた當時と全く同じくなつた。

る如く蓋蘇文の一族の姓であるが淵淨土の淵も姓である。朝鮮近世の史家安鼎福が、泉淵二字の關係を説明して「新羅記三國史記羅紀云、高句麗貴臣淵淨土來降、通致文獻通致云、淨土蘇文之弟、然則其姓淵明矣。唐避高祖諱、以淵爲泉、如以陶淵明爲泉明可知矣」といつたのは從ふべきであらう（東史綱目附錄卷上考異）。日本書紀、皇極天皇元年の條に、高句麗の使者の言を載せ、其の中に大臣伊梨柯須彌殺大王云々とある。これは蓋蘇文が榮留王を弑して寶藏王を立てたことを述べたものであるが、蓋蘇文の本來の姓が淵であるとすれば、柯須彌原音（Ko-sumi）が蓋蘇文の異譯たると同時に、伊梨の字音原音（Iri）の淵に近いことを認めなければならぬ（譜尾の「と」とは轉じ易い）。

泉男生の墓誌は洛陽邙山の男生の墓から出土したもので、支那民國東南大學教授柳翼謀氏は史地學報第三卷第三期に於いて、我が稻葉岩吉氏は朝鮮史講座第一五號に於いて、之を世に紹介した。共に原拓本の寫真を載せてある。

第五章 新羅一統時代の東北境

安北河の關城及び鐵關城の築設
(文武王十五年)

鐵關城を鐵嶺に比定する說

文武王の十五年唐高宗上元二年、⁶⁵¹は、比列忽州復置の後七年、高句麗滅亡の後五年であるが、羅紀の本年の記事を見ると、

緣安北河設關城又築鐵關城、

とある。朝鮮近世の史家安鼎福は安北河を不明なる河とし、鐵關城には「鐵嶺亦稱鐵關」といふ註を施した。これは東國輿地勝覽^{九四}の安邊府の條に「鐵嶺在府南八十三里、高麗置關門、號鐵關」とあるのに依つて、新羅の鐵關城を高麗朝の鐵嶺に比定したものである。しかし鐵關城は新唐書^{三〇}の新羅傳に「其國連山數十里、有峽、固以鐵嶺、號關門、新羅常屯怒士數千守之」とあるのがそれで、あらうから、常に數千の兵の屯守してゐたといふ其の城が、高峻にして平地のあるのに依ると嶺上に設けてあつた石築の長城に對する稱であると見なけ

ればならぬ。故に余は安鼎福の比定に贊意を表しかねる。

さて高麗朝の末ではあるが、鐵嶺關ならざる鐵關の名が別に史上に見える。
 高麗史卷四 恭感王世家十三年(A.D.1364)正月の條に「女眞三善・三介等、寇忽而。^{原洪}
 三撒^{音北}……賊陷咸州^{音成}、守將全以道・李熙^秀奔軍走還、都指揮使韓方信・兵馬使
 金貴進・兵和州^{音永}亦潰退保鐵關・和州以北皆沒」といひ、二月の條に「我太祖^{成桂}」
 自西北面引軍至鐵關、與韓方信・金貴、三面進攻三善等、大敗之、悉復和成等州^{音州}とあ
 るのがそれで、あつて同じ事實を述べた龍飛御天歌^{八章}には「鐵關在德源府北
 十里許」といふ註を加へてある。さうして此の鐵關が、德源に近く其の北方の
 要衝に位置する石築の山城であることは、李朝世宗實錄卷五 地理志の宜州(德源)
 〔今之德源〕の要害として郡北の鐵關山を擧げ、高麗史卷八 地理志の宜州(德源)
 條に「要害處有鐵關」といひ、輿地勝覽卷九^四の德源府古跡の條に「鐵關在府北十五
 里、石築周一千四百三尺」とあるのでわかる。正確なる地圖を檢すると、德源邑
 の北方約一邦里半(約十五鮮里)海岸に沿うて文川に赴く街道(安邊會寧街道)の
 左傍に、望德山といふ著しい山(標高三四六米突)があつて此の街道を扼してゐ
 る。これは疑ひもなく實錄地理志の鐵關山であつて、鐵關に擬すべき山上の
 古城址については朝鮮鐵道旅行案内に「德源驛の勝地の一として望德山古城

高麗史恭感王世家の鐵關
 關の位置

址、驛の東北一里強、地形東北に高く西南に低く、前に文川の平野を望み、東南海
 に接して、展望快潤要害の地なり。高麗恭感王の時、三善三介女眞と謀り、北邊を
 侵掠し、猖獗を極む。李成桂軍を引て此の城に入り、奇功を奏したる所にして、後
 年加藤清正の軍、北征に際し、またこの城に據りしことあるを證すべき日本風
 の袖牆壘壁等を遣すと叙べてある。汽車で通ると、車窓の内から仰ぎ見るこ
 とができる(余の旅行した時の實見)。

更に高麗史を檢すると、鐵關の名は恭感王以前にも見える。即ち崔怡傳

高

(1) 鐵嶺の名は、元の叛王乃顥の餘黨なる哈丹の東倭に聯關して、高麗史・忠烈王世家・十四年五月の
 條、十七年正月の條、同五月の條(A.D.1388—1392)等に見えるのが最も古く、又た開名としては忠
 定王の元年(元順帝至正九年A.D.1359)李毅が金剛山に遊んだ時の紀行(釋亭集卷五東遊記の中
 に「二十四日至淮陽府、留一日、二十六日、歸鐵嶺、宿福縣鐵嶺國家之要害、誠使一夫當關萬夫莫
 開者也、故嶺以東江陵諸州、謂之關東、至元庚寅高麗忠烈王十六年叛王乃顥之黨哈丹等賊奔北而
 東、自開元諸郡圍入關東國家遣萬戶羅裕等領其軍防護鐵嶺賊劫掠和登以西諸州人民至登州使
 登入嶺之羅公聞賊來、棄關而走、故賊如蹈無人之地、……今余所見鐵關之險、誠使一夫當之、雖千萬
 人仰而攻之、不可以歲月得入也、羅公真小膽哉」と記るされてゐる。新羅の眞興王時代の此の山
 の名が高嶺であつたことは第三章に考証した如くであるが、其の後何時頃から鐵嶺と呼ばれる
 やうになつたか、之を明かにすべき文獻がない。關城築設の時代もわからぬ。

(2) 南滿洲鐵道株式會社京城管理局編第四版、一六二—三頁。

蒙古の侵入
と鐵關城

二史、卷一の高宗八年(A.D.1221)の條に「怡・會・宰・樞・其・第・議・發・南・道・州・郡・精・勇・保・勝・軍・城・宜・州・澤・○・德・和・州・興・永・鐵・關・等・要・害・處・以・備・蒙・古」といひ、又た兵志^{高麗史}、城堡の章に「高宗九年、城宜州和州鐵關、凡四旬而畢」とあるもので、此の鐵關が恭愍王世家の鐵關と同じ城であるべきことは、宜和二州との地理的關係から容易に推測せられる。然らば望德山の鐵關城は、高宗九年蒙古の侵入を禦ぐが爲めに始めて築かれたのであらうか。宜和二州の築城から類推すると、さう見ることは許されない。二州の築城については、兵志城堡の章の別の條に「光宗二十四年(A.D.1221)、城和州、一千十四間、門六、水口三、重城一百八十間」及び「顯宗七年、城宜州、六百五十二間、門五」といひ、これが高麗朝の初期に於ける二州城の創築である。兵志の此の章に修築を單に「城く」とした例は外にも多い。又た鐵關は高麗時代の驛名として高麗史^{卷八}、兵志の站驛の章にも見え、之を朔方道の高州に属する二驛の一としてあるが、高州は今のが高原であるから、此の驛名が望德山の鐵關城に因んだものであることは論を俟たぬ(其の地點は輿地勝覽^{卷九}の德源府の驛院の條に「在府北七里」と記るされてある李朝時代の鐵關驛と同じであつて、今の關坪里であらう)。然るに兵志の站驛の章の記載は、其の道名・州名

高麗時代の
驛名として
の鐵關

德源は要衝
の地

驛名等に依つて考へると、主として高麗朝の中世の状態を傳へたものらしい。隨つて鐵關驛の名から、城堡としての鐵關の存在を其の時代まで溯らしめることができる。さうして一方には兵志の城堡の章に、高麗朝の初世の間、宜州、和州等の如き當時の東北境の諸城と相並んで鐵關城の築かれたことを述べた記事がない。故に余は此の城を新羅時代から存在したものと認むると同時に、之と羅紀の同名の城との比定を敢てしようと思ふ。

德源の北方約一邦里半の望德山が安邊文川間の海岸道を扼する天然の要害であるのに對し、德源も亦た此の方面に於ける要衝の地である。なぜかといふに、德源から北に向はず、西に岐れる道に由つて德源郡の中央に聳ゆる馬息嶺を越え、更に本郡と平安南道の陽德郡との界を劃する阿虎飛嶺を踰えると、陽德・成川江東を經て平壤に達する。さうして德源を分岐點とする此の道は、北鮮の東西を聯絡する主要なる交通線の一であるからである。馬息嶺の附近の山に源を發し、望德山の南の盆地(關坪里及び浮山里の地)を過ぎて東海に注ぐ川を北面川といふ。北面川の南にも亦た望德といふ小山(標高一九一米突)があつて、鐵關の望德山と南北相對峙してゐる。德源邑は此の小望德山の東南麓に位し、東麓の部落を城北里といふ。さうして西麓には德源の高麗

高麗の宜州

時代の稱を傳へた宜州里といふ部落もある。上に引いた高麗史兵志の文にて築かれたのであらう。かくの如く鐵關城址の存する望德山と德源の北面川の畔の望德山とは、相呼應する要衝であるから、羅紀の文武王十五年の一條

安北河の關
城
二關城を設けた理山

高麗の宜州

「顯宗七年〔A.D.1016〕城宜州、六百五十二間門五」とある宜州城は、小望德山と德源の北面川の畔の望德山とは、相呼應する要衝であるから、羅紀の文武王十五年の一條「安北河設關城又築鐵關城は、兩望德山に於ける同時の築城を意味するものと見て差支へあるまい。安北河に比定すべき河は北面川であらう。又た高麗の宜州城は新羅時代からあつた舊城を改築したのであらう。

比列忽州復置の後七年、新羅は此の州と相去る遠からざる德源の地にかくの如き防禦的設備を施した。其の目的は靺鞨の侵入する通路を扼する爲めであつたのであつて、羅紀の文武王十五年の條に「靺鞨入阿達城劫掠、城主素那逆戰死之」とあり、また「靺鞨又圍赤木城滅之、縣令脫起率百姓拒之、力竭俱死」とあるのは、其の證とすべき記事である。此のことは他の論文の中に詳しく述べるからこゝには略する。

鐵關城及び安北河の關城の築設に次いで、羅紀の文武王二十一年正月の條に

沙浪武仙率精兵三千以戍比列忽、

といひ、又た三國史記卷三 地理志に

井泉郡本高句麗泉井郡文武王二十一年取之景德王改名築炭項關門今湧州、

とあるのが吾人の注意を惹く。文武王二十一年(王の末年)は唐の高宗の開耀元年(A.D.681)に當り、高宗が平壤の安東都護府を遼東に移して遼東以外の高句麗の舊領を放擲した後五年である。さて安鼎福は是等の記事を結合して「遣沙浪武仙率精兵三千取泉井郡、改稱井泉^{深府}、因以兵戍比列忽」といひ、また「新羅基疑是」と説いてあるのは、此の見を踏襲したものと認められる。しかし炭項關門の築かれたのは、文武王の二十一年、高句麗時代の泉井郡の地が新たに新羅の領内にはいつた其の際であつて、景德王の時にはたゞ泉井郡の名を井泉

(1) 遠からず發表すべき拙稿、高句麗滅亡後の唐と新羅との關係第五章。

(2) 東史綱目、卷四下、文武王二十一年の條。

(3) 東史綱目附錄下、地理考、新羅疆域考。

郡と改めたのに過ぎないのであらう。新羅の郡縣の改稱は、景德王の時、一律に行はれたのであるから、地理志の上の文はかう解釋すべく、文の表面からのみ見た安鼎福の説明は、まちがつてゐるやうである。のみならず、炭項關門の築設せられた泉井郡の地が今の德源附近であるかどうかは疑問である。

三國史記の撰者金富軒は、高句麗時代に泉井郡といつた新羅の井泉郡を、史記編纂當時高麗仁宗の時の渤海であるとした。之に對して其の後の沿革を附け加へたのは、高麗史八卷四地理志の宜州の條、李朝世宗實錄卷五地理志の宜川郡の條、東國輿地勝覽卷九の德源都護府の建置沿革の條等であつて、是等の記事に依ると、高麗朝の前半の時代の渤海が李朝世宗十九年以後の德源であることには、一點の疑ひもない。さうして輿地勝覽の德源府の古跡の條には「古井泉城、在府北十五里、石築周四千三百二十二尺、今廢」とあるが、これは同じ條に「鐵關、在府北十五里」とあるのと同じ古城を指したものにちがひなく、即ち輿地勝覽編纂當時、望德山の鐵關城は新羅の井泉郡治(高句麗の泉井郡治)の古基と認められてゐたのである。しかし既に考説した如く文武王十五年に築かれた鐵關城が高麗朝から李朝時代にかけて鐵關と呼ばれてゐた城と同じものであり、又た鐵關城と同時に築かれた安北河の關城は、之を德源に擬てるこ

とができるとすれば、數年の後なる文武王の二十一年新たに新羅の有となつた井泉郡の地は、望德山々城でもなければ德源でもないと見なければならぬ。故に余は炭項關門の築設せられた新羅の井泉郡の地が高麗時代の渤海であるといふ三國史記地理志の所傳を疑ふと同時に、炭項關門の所在を德源の鐵關附近に求めようとした安鼎福の説にも重きを置かうとせぬ。かくの如くにして井泉郡並に炭項關門の位置は、地理志の記載を離れて他の方面から之を考察せねばならぬ。

さて問題の井泉郡は、三國史記地理志に、朔庭郡と相並べて朔州(江原道春川)の管下の諸郡の末尾に置かれてゐる。朔庭郡は新羅の景德王が高句麗時代からの稱であつた比列忽州をかく改めたもので、高麗時代の登州、即ち今の安邊であるが、其の隣郡たる井泉郡は、渤海國と境を接する新羅の最北の地である。

(2) 高麗史地理志に、宜州本高句麗泉井郡云新羅文武王二十一年取之改爲井泉郡高麗初稱渤海

成宗十四年置防禦使、後更今名といひ李朝實錄地理志に、宜川郡……本高句麗泉井郡云新羅

改井泉郡、高麗時稱渤海、成宗乙未置防禦使後改爲宜州、本朝太宗癸巳十三年例改今名といひ輿

地勝覽に、本朝太宗十三年例改宜川、世宗十九年改今名德源爲郡二十七年以穆慶度桓四代御鄉

陞爲都護府とある。

つたのである。それは地理志^{三国史記}卷三七に引かれた唐の賈耽の古今郡國志の文に「渤海國南海○成興、南鴨漾○鴨綠江の扶餘道の浦瀬吉長、棚城延吉同延吉子街の四府、並是高句麗舊地也、自新羅泉井郡至棚城府、凡三十九驛」とあるのでわかる。⁽¹⁾そこで更に問題となるのは、此の方面に於ける新羅と渤海との境界である。

粟末靺鞨の酋長大祚榮は、唐の則天武后の久視元年(A.D.700)長白山の北方なる瑚爾喀河の上流の地に據り、國を振と號した。振國は即ち渤海國であつて、渤海といふのは睿宗の先天二年(開元元年、A.D.713)祚榮が渤海郡王に封ぜられてからの國號である。祚榮の子を武藝といひ、此の王は玄宗の開元七年から同二十六年まで在位した(A.D.719—738)。ところで羅紀を見ると、聖德王の二十年の條に「秋七月徵何瑟羅道丁夫二千築長城於北境」とある。新羅の聖德王の二十年は開元九年(A.D.721)に當り、武藝卽位の第三年であるが、新唐書卷二渤海傳に「武藝立斥大土宇、東北諸夷畏臣之」とあるから、新羅の此の築城は、渤海の南侵に對する防禦的設備であつたと見て差支へあるまい(何瑟羅は江原道の江陵である)。又た渤海の南境に關しては、渤海傳に「南與新羅以泥河爲境」といひ、且つ此の國の五京の一なる南京南海府を「新羅道」——新羅に通ずる道——としてある。井泉郡の炭項關門を德源の鐵關であらうとした安鼎福は、また此

渤海の南境
渤海を制する泥河
渤海長城
新羅の聖德王の築いた長城

渤海の南京
南海府
渤海の南京
泥河及び長城の所在如何

の泥河に對して「疑亦在德源界内」といつた。⁽²⁾しかも德源の管内のみならず、それより以北の文川高原の地にも、一國と他國との境界を限るやうな著しい河水はない。さうして渤海の南京南海府が、此の方面の最も樞要なる地點として今も咸鏡南道の首府となつてゐる咸興であるべきことは、殆んど疑ひを容れないところである。⁽³⁾然らば泥河と呼ばれた河水は、高原以北、咸興以南の相當に大きい或る水流であらねばならぬ。さうして新羅の聖德王が北境の長城を築いた地も、やはり其の附近ではあるまいかと思はれる。

(1) 賈耽は唐の德宗の時の有名なる地理學者であつて、古今郡國縣道四夷述四十卷を著はした。羅紀に「賈耽古今郡國志」とあるのは、此の書を指したものにちがひない。新唐書地理志に收めある賈耽道里記は其の抄錄であらうが、羅紀に引かれてある文は見えぬ。

(2) 東史綱目附錄下、地理考、新羅疆域考。

(3) 東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第九冊所載抄稿附錄、盧毛采部に就いて参照。

(4) 泥河の名は、羅紀の上代の記事の中に屢々見える。祇摩尼師今十四年(A.D.125)の條に「春正月、靺鞨大入北境、殺掠吏民、秋七月、又製大蠶柵江陵の大關嶺」過於泥河、王移書百濟請救、百濟遣五將軍助之、賊聞而退」といひ慈悲麻立干十一年(A.D.463)の條に「春高句麗與靺鞨襲北邊悉直城江原道三陟、秋九月徵何瑟羅同江陵人年十五已上築城於泥河」^{泥河}といひ、沼知麻立干三年(A.D.481)の條に「春二月、幸比列城、安邊、存撫軍士、賜征袍、三月、高句麗與靺鞨入北邊、取狐鳴等七城、又進軍於彌秩夫慶尙北道興海」我軍與百濟加耶援兵分道禦之、賊敗退、追擊破之泥河西斬首千餘級」と。

大正二年咸興憲兵隊本部及び咸鏡南道警務部で編輯發行し、同四年補修再版した咸南誌資料を見ると、永興郡内に存する古長城について「平安南道孟山郡ノ境ヨリ起り、本郡○永虎島面ノ海岸ニ終リ城壁ノ斷續残存セルモノニシテ、永興・定平ノ二郡ノ境界ヲ形成セル山嶺及宣興・耀德面ノ各嶺、東南ニ走リ築城シタル形跡アリ。大概石壁ニシテ或ハ小石ニ泥土ヲ混シ工築シタルモノナリ。而シテ大体ノ構築ハ極メテ粗ニシテ、今ヤ石壁崩壊シテ、僅力ニ昔日ノ面影ヲ止ムルニ過キス」と記るしてある。又た朝鮮鐵道旅行案内の咸鏡線、永興驛の條にも「長城高麗の時、女眞の南侵に備へたる城址にして、今や築壁崩壊僅に其面影を留むるに過ぎざるも、永興灣頭の虎島より起り、定平の郡界たる金坡嶺一帯の連峯を傳ふて、中央の太白山脈に達し、蜿々として盡くる所を知らざるもの如し」と述べてある。此の永興郡の長城は、未だ學術的に調査せられてゐないから、目下、其の通過する地點を精密に指示することはできないが、上の咸南誌資料の記事を本書附載の疎略なる古蹟圖に照らし、且つ地形に依つて推すと、大體永興の龍興江と定平の金津川との間の分水山脈を利用して築かれたもので、永興灣の北岸に近き古寧面明場里の一古城法仁城の稱あるの附近より起り、古寧面の沿海の山脈の鞍部を北走し、西に轉じて永興・定平

長城の通過する地

金坡嶺
二郡の界を割する德化嶺、廣城嶺、靜菴山、金坡嶺等を過ぎ、更に西して永興郡の宣興面及び耀德面の山地を横亘してゐるやうである。金坡嶺は永興・定平間の通路を扼する峠である。さて宣興面の慈山里——龍興江の上流の一支なる端屬川の渓谷——及び耀德面の城里——龍興江の上流の他の一支なる立石川の渓谷——に、各著しい古城址の存することは、精確なる實測圖に依つ

いひ同十八年(アロマニ)の條に「秋七月、高句麗來攻牛山城將軍實竹出擊泥河上破之」とある。是等の記事に依ると、泥河と呼ばれた河は新唐書の渤海傳に見えるものの、外別に江陵の附近にもあつて、新羅の上代に於いては、それが新羅と靺鞨(當時靺鞨といふ民族名はないがとの境界を限つてゐたやうである。しかし新羅の歴史がやゝ確實になりはじめる智證王以後に於いて泥河の名は絶えて雜記に見えないのみならず、招知麻立干が比列城(比列忽に幸したといふが如きは疑ひもなく後世捏造せられた事實である、然らば泥河を以て新羅の北境とした雜紀の數條の記事は、渤海傳の泥河を據所とした後世の造作ではあるまいか。殊に慈悲麻立干が何瑟羅人を微して城を泥河に築いたといふのは、聖德王二十年の北境築城の事實を渤海傳の泥河に結びつけて、之を上代に反映せしめたものらしい。我邦疆域考の著者丁若鏞が其の渤海考(疆域考卷五)の中に、「案泥河(渤海傳の者)我江陵之北泥川水也、新羅慈悲王時、徵何瑟羅人築泥河城、又招知王時、追擊句麗靺鞨兵于泥河之西、即此地也、渤海新羅既以泥河爲界、則襄陽以北皆渤海之所得也、我邦之襄陽以北、蓋自武后末年入于渤海、至玄宗天寶以後、鈇關以南復爲新羅所有」と論じたのは、渤海傳の泥河を雜紀の泥河に引きつくると同時に、新羅と渤海との境界に對して勝手な想像を馳せたものである。

てわかる。さうして東國輿地勝覽卷四 永興府、古跡の條に「靜邊鎮在府東六十里、有石城舊基。耀德鎮在府西一百二十里」とあるのを、大東輿地圖に標出してある靜邊・耀德二鎮の位置に照らすと、慈山里の古城——今日化州城といひ、又た禾州城とも書く——は靜邊鎮に、城里の古城は耀德鎮に比定すべきものである(輿地勝覽に靜邊鎮を府東六十里としてあるのは、「府西六十里」の誤りである)。靜邊鎮の築設は高麗史卷八 地理志に「靜邊鎮、顯宗二十二年(A.D.1032)置」と見えてゐる。同書卷八 兵志の城堡の章に「靖宗五年(A.D.1033)都兵馬副使朴成傑奏、東路靜邊鎮、蕃賊窺覗之地、請城之、從之」とあるのは、改築或は増築に關する記事であらう。(1) 若し創設であれば、奏狀の中に靜邊鎮の名を擧げるはずはない。耀德鎮については、地理志に「耀德鎮、一名顯德鎮、顯宗三年(A.D.1012)始築城堡」といひ、兵志の城堡の章には「顯宗十四年(A.D.1023)城耀德鎮六百三十四間門六」とも、十八年(A.D.1027)城東北界顯德鎮ともある。これも兵志の記事は重築を意味するのであらう。かくの如く龍興江の上流、永興郡の西北方面に於ける靜邊・耀德の二鎮は、高麗の顯宗の時始めて築かれた城である。然らば是等の二城と永興郡の長城との關係はどうかといふに、咸南志資料に「慈山里平川里附近一帶ハ長城ノ一部ニシテ云々といひ、又た城里仁土里重新里ニ圓城・長

二鎮と長城
との關係

城アリテ、此等ハ皆長城ノ一部ナルカ如シ」と述べてあるから、永興郡の長城の中、宣興・耀德二面に屬する部分は、靜邊鎮址たる慈山里古城及び耀德鎮址たる城里古城の附近を走つてゐるのであらう。即ち靜邊・耀德の二鎮は、其の方面的長城の樞軸をなしてゐるやうである。又た兵志・城堡の章には、鴨綠江の河口の附近に起り平安・咸鏡二道の地を東南に横断して日本海に達する高麗の北境の長城を説明して、德宗二年命平章事柳韶創置北境關防起自西海濱、古國内城界、鴨綠江入海處、東跨威遠・興化・靜州・寧海寧德・寧朔・朔雲州・安水・清塞平虜寧遠・定戎・孟州・朔州等十三城、抵耀德・靜邊・和州等三城、東傳于海、延袤千餘里、以石爲城、高各二十五尺といひ、其の咸鏡道を過ぐる部分を代表する三城として、耀德鎮・靜邊鎮及び和州、今の大興を擧げてある。但し所謂延袤千餘里の大規模の長城は、かくの如く一時に出來あがつたのではない。德宗二年(A.D.1033)柳韶の督役創置したのは、鴨綠江の下流に近い部分に止まり、其の東南の一部分は二年の後なる靖宗元年、平安道の境内に於ける自餘の部分は更に六年の後なる

(1)高麗史卷九五王寵之傳に靖宗朝、……與都兵馬使朴成傑等奏、東路靜邊鎮蕃賊窺覗之處、百姓不得安居請俟農隙築設城池從之あるのは、之に應する記事である。

(2)高麗史卷九四柳韶傳にも同じ記事がある。

靖宗七年に築かれたのである。これは余の曾て考説したところである。⁽¹⁾ されば顯宗朝に於ける靜邊耀德二鎮の設置は、之を樞軸とする永興郡の西北部の長城の築造をも含むものと推定して差支へあるまい。即ち是等の鎮城と其の左右の長城とは略同時にできたのであらう。

かくの如く永興郡の長城の中、其の西北の部分は、高麗の顯宗の時始めて築かれたものと認められるが、金津川のこなたに於いて永興(高麗時代の和州)の前面の障壁をなす部分も、これと一律に見なして然るべきであらうか。或は顯宗以前からあつたものとして、之を新羅の聖徳王の築いたといふ「北境長城」に比擬すべきであらうか。此の問題を解決するには、高麗の顯宗の時から新羅時代に遡つて、其の間の永興以南の地方の形勢を考へて見なければならぬ。新羅の景德王が國內を九州に分ち、あまねく郡縣の名稱を改めた當時——聖徳王の長城築造の後三十六年——朔庭郡(元の比列忽州)及び井泉郡(元の泉州郡)が相並んで鐵嶺外の地方に存在したことは、地理志の記載に依つて明かであるが、其の後新羅の滅ぶるまで百六七十年の久しう間、是等の二郡の名は絶えて史上に見えない。それほど此の方面に關する史料は缺乏してゐる。

羅末の狀態

朔庭井泉二郡に關する史料の缺乏

寶露國及び黑水國

遂取以獻其本、書十五字、云寶露國與黑水國人共向新羅國和通といふ記事があつて、これに依ると、新羅の末造に屬する憲康王の時には、渤海國と境を接する井泉郡の地は勿論、鐵嶺山下の朔庭郡も殆んど靺鞨族の跋扈に委せられてゐたやうである。高麗史^{卷八}、兵志の站驛の章に、朔方道に屬する四十二驛の一として文州今の大川の嵐山驛と登州(今の大安邊)の朔安驛との間に瑞谷の寶龍驛を擧げてある。輿地勝覽^{卷四}に、瑞谷廢縣は安邊府の西三十五鮮里の處、奉龍驛は同じく三十鮮里の處にありといひ、奉龍は寶龍に、寶龍は寶露に比定せられる。さうして所謂寶露國は黒水國と共に安邊地方(朔庭郡)に割據してゐた靺鞨の部族を指したものであらうと思はれるからである。又た高麗史、太祖世家の元年(新羅景明王二年、AD 888)八月の條に「朔方鶻巖城帥尹瑄來歸」といひ、同書^{卷九}尹瑄傳には、「尹瑄、鹽州^{延慶道}人。爲人沉勇、善韜鎗、初以弓裔誅殺無厭、慮禍及己、遂率其黨走北邊、聚衆至二千人、至鶻巖城、召黑水蕃衆、久爲邊郡害。及太祖卽位、率衆來附、北邊以安」とある。即ち松嶽城主王建が泰封王弓裔に代つて高麗朝を創めた當時、北邊の一城鶻巖の附近は黒水と呼ばれた蕃族の住地で

(1) 摘著東京帝國大學文學部紀要第三、朝鮮平安北道義州郡の西部に於ける高麗時代の古城址、第四章、第四節参照。

あつた。尹瑄の來歸した後、高麗の鎮將として其の城に赴いたものは、太祖の創業の功臣庚黔弼であつて、高麗史卷八 兵志鎮成の章に「太祖三年三月、以北界鶻巖城數爲北狄所侵、命庚黔弼率開定軍三千至鶻巖、於東山築一大城以居。由是北方晏然」といひ、同書卷九 庚黔弼傳にも「太祖以北界鶻巖鎮數爲北狄所侵、會諸將議曰、今南兎王未滅、北狄可憂、朕寐憂懼、欲遣黔弼鎮之、如何、僉曰可、乃命之、黔弼卽日率開定軍三千以行、至鶻巖、於東山築大城以居、招集北蕃酋長三百餘人、酒盛設食饗之、乘其醉、脅以威、酋長皆服、遂遣使諸部曰、既得爾酋長、爾等亦宜來服、於是諸部相率來附者千五百人、又歸被虜三千餘人、由是北方晏然、大祖特加褒獎」と見えてゐる。さうしてこゝに北蕃の諸部が相率ゐて來附したといふのは、太祖世家の四年二月の條に「黒水酋長高子羅率百七十人來投」といひ、同四月の條に「黒水阿於聞率二百人來投」とあるのに當る。今の京元鐵道線の高山驛(新高山)の附近は、三防に源を發する三防川(安邊の南大川の上流)の渓谷が漸くうち開ける要衝の地であるが、驛の西方十六町ばかりの衛益面新垈里の小山の上に沿革不明の古城址がある。朝鮮古蹟圖譜の編者が新垈里の東鄰の部落名に依つて細浦洞山城と命名したのは、此の古城であつて、本書の解説三に「咸鏡南道安邊郡衛益面細浦洞にあり、鐵道京元線高山驛の西方にある山」の

置鶻巖城の位

項部を圍める石城にして、城内非の廢址あり、是亦沃沮の遺蹟なるべし。城内多く平瓦を出す、亦當時のものなるが如し」と說いてある。又咸南誌資料によると、高山驛を東に距る一里二十餘町、鐵嶺山下の高山洞(舊高山驛)にも一基の山城があつて、鐵嶺路を扼してゐるといふ。新垈里の山城は余も特に之を調査したが、石壁の構造、城内發見の瓦片等から見て、低級なる文化の持主であつた漢魏時代の沃沮族の遺蹟であらうとは思はれない。さうして其の平瓦の特殊の文様は、江原道鐵原郡の月井里に近い弓裔の都城址から發見せられる瓦片の其れと酷似してゐる。故に余は此の古城を新羅末の遺蹟と認め、これと鶻巖城との比定を敢てすると同時に、鐵嶺山下の舊高山驛(今の高山里)の山城を庚黔弼の築いたといふ「東山の大城」に擬てようと思ふ。⁽¹⁾ 鶻巖城の位置をかく考定すると、これと境を接してゐた黒水蕃の住地が、安邊の南大川の下流域であつたことは殆んど疑ひを容れない。又達姑と呼ばれた靺鞨の一部族については、高麗史太祖世家の四年二月の條に、上記の黒水の酋長高子羅等の來投の記事を承けて、「達姑狀百七十一人侵新羅、道山登州、將軍堅權邀擊大敗

(1) 東京帝國大學文學部編、滿鮮地理歴史研究報告第七冊所載抽稿「高麗太祖の經略補考、鶻巖城の所在参照。」

後百濟討軍
の役に從軍
した諸蕃

之匹馬無還者命賜有功者數人五十石、新羅王聞之喜遣使來謝」といひ、羅紀の景明王五年(高麗太祖四年)三月の條にも「靺鞨別部達姑衆、來寇北邊、時太祖將堅權、鎮朔州率騎擊、大破之、匹馬不還、王喜遣使移書謝於太祖」とある。即ち達姑は登州(安邊)を經由して朔州(江原道春川)に侵入したのであるが、これは當時安邊附近の黒水蕃が漸く庚黔弼の命に従ふやうになつたのに對し、達姑は少しく隔つた地にゐて(德源附近?)未だ歸服するに至らなかつたことを語るものであらう。又た十數年降つて高麗太祖の十九年、太祖は從來爭戰を重ね來つた後百濟に最後の打撃を與へんとし、大軍を率ゐて一善郡(慶尙北道善山)に次し、後百濟王神劔の兵と一利川(洛東江)を隔てゝ陣した。此の戦役に聯關してまた高麗の東北境の蕃族の名が史上に見える。高麗軍の編成を叙べた高麗史太祖世家の文に「大相庚黔弼・元尹官茂・官憲等領黒水・達姑・鉄勒・諸蕃勁騎九千五百」といひ、三國史記卷五甄萱傳に「大匡順式・大相兢俊・王謙・王父・黔弼・將軍貞順・宗熙等以鐵騎二萬步卒三千、及黒水・鐵利諸道勁騎九千五百、爲中軍」とあるのがそれである。庚黔弼傳に依ると、太祖三四年の間邊境の鎮將として黒水蕃の跋扈を壓へた黔弼は、長く其の任に留まらなかつたらしく、太祖八年征西大將軍となつた後は、主として後百濟の經略に從事してゐる。さうして彼れに代つた

鎮將の何人であつたかは、明かに之を知ることができないが、邊境の開拓は續いて行はれてゐたにちがひない。一利川の戦に參加した蕃族に、黒水・達姑の外、鐵利(鉄勒)と呼ばれたものゝあるのは、さう推測せしむるに充分である。鐵利の住地は黒水及び達姑の其れから推して、德源若くは其の北方とすべきであらう。

黒水・達姑・鐵利等の蕃衆の名は、唐代の史籍に見える同名の靺鞨族を聯想せしめる。しかも唐と交渉のあつた靺鞨族は、何れも満洲の松花江の流域に據つてゐたのであるから、半島の鐵嶺外の蕃族がたとひ等しく靺鞨族であつたにしても、是等と全然無關係なものであることは論を俟たぬ。隨つて彼れと是れとの名稱の一致は、羅末・麗初の事を好むものが唐の邊外の靺鞨族の名を、半島の東北境の蕃族に適用したが爲めであると解すべきである。

さて高麗史八五地理志を見ると、安邊都護府登州の條に「高麗初稱登州、成宗十四年置團練使、顯宗九年更今名」といひ、宜州の條に「高麗初稱湧州、成宗十四年置防禦使、後更今名」とある。即ち登州(今の安邊)と湧州(今の德源)とは、共に高麗朝の初めに置かれたといふ。たゞ其の年月を詳かにしないが、既述の如く、太

東四の經略
地の聯絡か
見られた湧州
建置の時期

祖四年二月の達姑の侵入に聯關じて登州の名の太祖世家に見えるのは、それより前に此の州のあつたことを語るものである。蓋し去年北界の鎮將となつた庚黔弼が、黒水等の部族に對する經略の本據として先づ此の州を置いたのであらう。湧州はどうかといふに、德源から西に馬息嶺を越え、又た阿虎皮嶺に於いて脊梁山脈を踰える道は、陽德・成川を経て平壤に達する。これは半島の北部を横断する重要な交通線であつて、今日、平壤元山街道と稱するものである。高麗の太祖は、即位の元年群臣に諭して「平壤古都、荒廢雖久、基址尙存、而荆棘滋茂、蕃人遊獵於其閒、因而侵掠邊邑、爲害大矣、宜徙民實之以固藩屏、爲百世之利」といひ、鹽州_{貴安}、道白州_同、黃州_同、黃海州_同、鳳州_同、山_同等の民をかく荒廢してゐた平壤城に移し、大都護府の稱を之に與へ、從弟王式廉を其の鎮將とした。高麗朝の初めに於ける西北方面の經略は、之を以て手始めとし、其の後段々進捗して十數年の間に清川江の畔に達したのであつて、それは太祖の二年、黃龍城が龍岡に、三年、牙善城が咸從に、八年、剛德鎮が成川に、十一年、通德鎮が肅川に、十二年、安定安水、興德の三鎮がそれゝ順安、价川、殷山の地に、十三年、安北府城が清川江畔の安州に築かれたことからわかる。さうして二十一年には陽岱鎮が陽德の西四鮮里の地に築かれたが、これは成川の剛德鎮と相

文川、高原、
永興地方の
高麗の有とな
つた時期
和州の前名

博平鎮

俟つて、太祖即位以來の東北方面の經略地と平壤地方との聯絡を通じたものと見るべきである。さすれば德源に於ける湧州の建置は、太祖二十一年以前であると推定して差支へあるまい。次に文川・高原・永興の地が高麗の領土となつたのは何時であらうか。文川・高原は姑く措き、永興即ち高麗時代の和州については、高麗史地理志に「和州本高勾麗之地、或稱長嶺鎮、或稱唐文_{唐一作堂}、或稱博平郡、高麗初爲和州、成宗十四年改和州安邊都護府」とある。所謂博平郡は地理志の記載の他の例から推して、和州の前名なる博平鎮をかう稱したものとすべきであるが、兵志の城堡の章に依ると、博平鎮の築城は光宗二十四年である。然らば此の築城は永興に於ける鎮城の創設を意味するかといふに、さうではないらしい。高麗史地理志に「孟州_{猛一作孟}本高麗鐵凳縣顯宗十年稱猛州防禦使」と記るしてある鐵凳縣は、兵志の城堡の章に「定宗二年、鐵凳等の城を築く」とあるもので、此の城の位置を示した輿地勝覽の記事及び大東輿地圖を參照すると、永興郡の西北隅、平安南道の孟山郡との界上に聳ゆる鐵凳山の東二邦里餘の處に存する山城里の古城は、其の遺址たること疑ひない（定宗二年は太祖の薨じた後四年である）。又た兵志、城堡の章に「太祖二十年、城順州」といひ、兵志の此の記事は、地理志に「順州本高麗靜戎郡、成宗二年稱順州防

「禦使」とある靜戎郡(郡は鎮の誤)の築設を成宗二年以後の州名に依つて傳へたものにちがひないが(かういふ例は兵志に多い)輿地勝覽に順川郡の古邑城(順州)は「在郡東一百五里」とあるのを、大東輿地圖及び現今地圖に引き合はせる。と、靜戎鎮の所在は孟山(鐵銅山の西麓)と殷山との略中央に位置する今の假倉里に當る。さうして永興から鐵銅山を越えて肅川安州に赴く街道——これも北鮮の東西を聯絡する重要な交通線である——は、上の山城里と此の假倉里とを過ぐるのである。して見ると、定宗二年永興郡の西北隅の地(山城里)に鐵銅鎮を築いたのは、四年前なる太祖二十年に置かれた靜戎鎮と相俟つて、永興地方と殷山興徳鎮(肅川通徳鎮)安州(安北府)等の地との聯絡を通じたものでなければならぬ。隨つて永興地方は、早くも太祖の末年か定宗の前に二年間在位した惠宗の時には、既に高麗の領内に入り、其の時、そこに或る鎮城が築設せられたのであらうと推測せざるを得ない。然らば兵志にいふところの光宗二十四年の博平鎮の築城は、鎮城の創設を意味するものではなく、上記の地理志の文に「或稱長嶺鎮、或稱唐文」とある長嶺鎮こそ創設時代の鎮名であらう(文字に意義のない唐文堂文は土名らしい)。また兵志の光宗二十四年の條には、博平鎮の築城の記事と相列べて、別に「城和州一千十四間、門六、水口三、重城

長嶺鎮

有の時期
永興地方領

和州	高原、文川
時期	地方領有の
妹城	
德寧鎮	
長平鎮	
長平鎮の位 置	

一百八十間」ともあるが、これは三つの異つた材料を併用したからにちがひない。さうして博平鎮の築城は恐らく長嶺鎮をかく改名した際の重築であり、和州は成宗十四年以後の稱であらう。さてかくの如く湧州の建置が太祖二十一年以前であるのに對し、永興地方の經略は早くも惠宗の朝に成り、そこに長嶺といふ鎮城が置かれたとすれば、彼れと是れとを聯絡する高原・文川等の地に特別なる防禦上の設備のなかつたはずはない。隨つて地理志に「高州、古鎮及び文州古稱妹城、成宗八年爲文州防禦使」とある文川附近の妹城は、共に太祖の在位の間に置かれた鎮城であらうと思はれる。然るに兵志の城堡の章を見ると、此の推測を確かむべき築城の記事がない。さうして光宗三十年の條に「城長平鎮、五百三十五間、門四」とあり、同二十四年の條に「城高州一千十六間、門六」とある外、別に「城長平・博平二鎮及高州」とあり、又成宗三年の條に「城文州五百七十八間、門六」とある。けれども高原(高州)文川(文州)等の地を無城の狀態に置きながら、先づ長平鎮を築いたとすれば、それは事理に反する。なぜかといふに、永興の東南四邦里餘龍興江の下流の一間に近き興城里の鎮戍峯に、山城の遺基が現存する。これは輿地勝覽の永興府の山川の條に「鎮成山、在府東

四十五里、有石城古基」とあるのに當り、さうして別に古跡の條に長平鎮在府東四十五里とあるのを大東輿地圖に照すと、兩者の全く同一であることがわかる。即ち鎮戍峯の山城址は、古の長平鎮に他ならぬ。かくの如く長平鎮の位置は、德源・永興の間を聯絡する直接の通路に對し、其の東方に偏してゐるのであるから、德源以北の經略が此の鎮城の設置に依つて永興に達したとは思はない。言ひかへれば光宗二十年乃至二十四年に於ける長平鎮の築城は、それより前に永興地方が高麗の領内に入り、永興は勿論、文川・高原の地にも或る鎮城のあつたことを暗示してゐるやうである。さすればさういふ城の築かれた事實の兵志に見えないのは、恐らく所傳の遺漏であつて、光宗二十四年、長平・博平の二鎮及び高州に城いたといふのは、永興以南の地方の防備を完全にしようとして新たに長平鎮を築いた頃、既に太祖時代からあつた長嶺(永興・德寧(高原))の二鎮に改築を加へたのを意味するものと解すべきである。成宗二年の文州の築城も、當時妹城と呼ばれてゐた鎮城の重築であらう。要するに太祖時代の東北面の經略は、安邊から出發して永興に至り、其の結果として登湧二州及び妹城・德寧・長嶺の三鎮が置かれたやうである。

新羅の半島統一時代を通じて満洲及び半島の北部の靺鞨族が渤海國の治

渤海國の滅
高麗太祖の時
の經略區域

亡と女眞の
歴史

下にあつたことはいふまでもないが、瑚爾喀河の上流を本據とする此の國は高麗太祖の九年(A.D.935)、契丹(遼)の太祖耶律阿保機に滅ぼされた。國都を陥れた阿保機は、直ちに國名を東丹と改め、——東方の契丹國といふ意味で——皇子突厥を其の國主として舊土の統治に當らしめた。然るに渤海の遺民はたやすく契丹の主權に服せず、各地に蜂起した叛亂の平がない間に阿保機も崩じ、統治の實を擧げることが非常に困難であつたから、阿保機に代つて位に即いた太宗德光は、東丹國の宰相耶律羽之の建議を容れ、高麗太祖の十一年(A.D.938)東丹國を遼陽に徙した。そこで渤海の故地は殆んど全く契丹の威制の外に立ち、遺民の高麗の内地に投するものが夥しかつたと同時に、渤海の酋帥の有力なるものは、舊時の府州に據り、且つ久しく渤海國の下づみになつてゐた靺鞨は、解放せられた勢力となり、群小割據して、政治上の統一がなくなつた。さうして、此の頃から靺鞨の名がすたれ、契丹人の用ゐた女眞の稱が之に代つた。

高麗に於いては女眞を東西に區別し、半島の東北面と交渉したものを東女眞、西北面と交渉したものと西女眞といつた。上に述べた二州三鎮の設置は、渤海國滅亡の前後、それ等の地方を占有してゐた女眞部族——即ち黒水・達姑

鐵利など呼ばれた諸部族^{十一}に對して經略を進めた結果にちがひないが、其の後の女眞との關係はどうかといふに、顯宗以前の六王(惠宗・定宗・光宗・景宗・成宗・穆宗)の時代を通じて六十餘年の間(A.D.944-1009)之を明かにすべき記事が史上に乏しく、僅かに高麗史世家の定宗三年九月の條に「東女眞大匡蘇無蓋等來[○]」_安燒州鎮部落三十餘所遣將禦之[○]とある(此の女眞は海上から寇したのであらう)のみである。然るに顯宗の時になると、女眞の朝貢來獻等のことと傳へた記事が非常に多く、殆んど枚舉に遑ないくらいである。但し此の關係は他の方面的記事に於いても大體同様であつて、其の理由は、高麗史^{卷九}黃周亮傳に「契丹兵陷京城、燒宮闈、書籍盡爲燐燼、周亮奉詔訪聞採掇撰集太祖至穆宗七代事跡共三十六卷以進」とあるのに依つて説明せられる。即ち顯宗以前七代の事蹟が著しく貧弱になつたのは、顯宗二年正月、契丹の聖宗が高麗に侵入して開京を陥れ、其の時官庫の記録が燐燼に歸したからである。さて永興の博平鎮を和州安邊都護府と改名したのは、成宗の十四年(A.D.995)であるが、高麗史の顯宗世家を見ると、元年(A.D.1010)五月の條に「流尚書左司郎中河拱辰[○]和州防禦郎中柳宗子[○]遠島[○]拱辰[○]掌擊東女眞見敗[○]宗恨之會女眞九十五人來朝[○]至和州館[○]」

顯宗時代の

和州

宗盡殺之、故並坐流[○]とある。又た二年五月の條に「東北女眞酋長鉏乙豆率其屬七十人來獻方物、各賜衣服銀皿」といひ、翌年二月の條には「女眞酋長麻尾底率三十姓部落子弟來獻土馬」とあつて、其の三十姓の各の名を挙げ、次に閏十月の條に「女眞毛逸羅鉏乙豆率部落三十姓詣和州乞盟、許之[○]」とある。即ち是等の記事に依ると、和州安邊都護府は其の名の如く邊境の重鎮として東女眞の朝貢を掌つてゐたのであつて、高麗の初め安邊以北の女眞部族を經略して長嶺鎮を創設した永興の地が、六七十年降つた顯宗の時代に於いても、其の前面の同じ部族と境を接してゐたことは、河拱辰が東女眞を擊つて敗られたといふのもわかる。高麗史^{卷八}食貨志の租稅の章に「東路高[○]原[○]和[○]興[○]永[○]等州、隣於狄境[○]」_{防禦事殷、未嘗徵稅}といふ靖宗七年(A.D.1041)四月の門下省の奏を載せてあるが、これも此の推測を確かめる。靖宗は顯宗の後を受けた德宗の次の王である。又た上記の女眞の酋長毛逸羅は顯宗朝を通じて靖宗の初年まで屢々朝貢來獻し、懷化將軍といふ稱號をも與へられた。さうして顯宗世家の十六年の條に「女眞酋長毛逸羅來朝、以有功邊圉加授大匡、優賜衣物」とあるから、毛逸羅の住地が和州に隣接してゐたことは疑ひない。

さて初めの問題にかへり、永興の前面の長城の築かれた時代について考へ

て見ると、此の長城は、靖宗十年(A.D.1044)金令器等の築いた定平の長城に對して舊長城と稱すべきものであらう。定平の長城は、輿地勝覽の定平府、古跡の條に「古長城、高麗時所築、西踰大嶺、東接都連浦^{廣浦}、三周其隍、以禦女眞、此乃三關門之地」といひ、又た關北誌の定平縣、古蹟の條に「古長城、在縣北鼻白山上、高麗時所築、西踰大嶺、東接咸興宣德海濱」と記るされてある如く、定平邑の鼻白山を中心として東西に横亘するもので、其の基址は今も歴然と遺つてゐるが、高麗史、兵志の城堡の章に「靖宗十年、命金令器・王寵之、城長州定州及元興鎮」、長州城定州城^{○今八百閒成五所、曰防戍・抑胡・弘化・大化・安陸}、元興鎮城^{○金津川の河口の左岸に存する豐陽里古城}、定平邑^{○今八百閒成五所、曰防戍・抑胡・弘化・大化・安陸}とあるのは、此の長城の築設に關する記事でなければならぬからである。即ち靖宗十年まで和州永興の前面の長城に於いて限られてゐた高麗の東北境は定州(定平)を樞軸とする新長城の築造に依つて、そこまで進められたのである。然るに舊長城に關しては、兵志に其の築設の事實を傳へた特別なる記事がない。さうして上述の如く高麗の東北面の經略が太祖の在世の頃から既に永興の地に達してゐた以上、それより六七十年降つた顯宗の時にかけて始めてそこに長城が築かれた

永興の前面
の長城は聖
徳王の築い
たものであら
う

泥河と金津
川との比定

新羅と渤海
との境界線

井泉郡治の
位置

とは思はれない。してみると其の長城は、顯宗以前否な恐らく高麗の開國以前からあつたもので、新羅の聖徳王の二十年、新興の渤海國に對して其の南侵に備へる爲めに築かれたらしい北境の長城は、即ちこれであらうと推測せられる。新唐書の渤海傳に「南與新羅以泥河爲境」とある泥河が、高原以北、咸興以南の或る著しい河水であるべきことは、前に指摘しておいたところであるが、其の條件に適合する河水として、長城の走つてゐる分水山脈の北方の金津川を泥河に比擬し得ることも、此の推測を確かめるものである。要するに高麗の太祖から靖宗の時まで其の東北面の限界であつた永興の前面の長城は、新羅の聖徳王の時に築かれたもので、それが新羅と渤海との境界線であつたのである。

さて余は文武王の二十一年新羅の領内に入り、さうして其の後渤海國の興るに及んで此の國と相接するやうになつた新羅の井泉郡の地が高麗時代の渤海^{今の德源}であるといふ三國史記地理志の所傳を否認し、此の所傳から離れて他の然るべき處に郡の位置を求める爲めに新羅渤海二國の境界を考察したのであるが、叙上の如くそれが龍興江と金津川との間の分水山脈であつたとすれば、問題の井泉郡は之を龍興江畔の永興に擬すべきではあるまいか。

永興が渤海の南京南海府の所在地たる咸興に次いで此の方面の要地であること、鐵嶺外の新羅の二郡の他の一なる朔庭郡が鐵嶺に近く今安邊に位置してゐたこと等を合せ考へると、かかる比定を敢てするには決して不當であるまい。即ち余は地理志の井泉郡即湧州を以て、井泉郡即和州の誤りであると信ずるものである。又た上の分水山脈には金坡嶺といふ峠があつて、永興と定平との間の通路を扼してゐるが、文武王が井泉郡の地を取つた時に築いたといふ炭項關門は郡の北界の要害の處にちがひないから、金坡嶺を以て此の關門の所在地に擬することができよう。羅紀の文武王二十一年正月の條に「沙浪武仙率精兵三千以成比列忽」とあるのは、比列忽を根據として井泉郡の地を略取した際の出兵の事實を傳へたものであらう。さうして其の後正に四十年、聖德王の三十年に至つて築かれた彼の長城は、炭項關門を中心とする防禦的設備を東西に延長したものであらうと思はれる。

新羅の東北面に於ける渤海との境界が永興の前面の長城であつたにしても、それは二國の對立の時代を通じてさうであつたのではない。即ち前に述べた如く新羅の憲康王の十二年(A.D.889)、寶露國が黒水國人と共に新羅に向

つて和通したといふ所傳の存するのに依つて察すると、鐵嶺外の二郡の地は其の頃既に靺鞨の諸部族の跋扈に委せられてゐたのである。憲康王の十三年は高麗太祖の即位(A.D.918)に先だつこと三十二年、渤海の滅んだのは太祖の九年(A.D.926)である。隨つて太祖の在位の間に遂行せられた安邊以北永興以南の地方の經略は、かくの如く憲康王以前から靺鞨族の占有するところとなつてゐた新羅の舊領の回復に外ならぬとすべきである。

穢つて三國史記の地理志を見ると、朔庭郡の條に「領縣五、瑞谷縣本高句麗鹿谷縣、景德王改名、今因之、蘭山縣本高句麗翼谷縣、景德王改名、今因之」があるのに對し、井泉郡の條には「領縣三、蘇山縣本高句麗買月達縣、景德王改名、今未詳、松山縣本高句麗夫斯達縣、景德王改名、今未詳、幽居縣本高句麗昔達縣、景德王改名、今未詳、霜陰縣本高句麗薩寒縣、景德王改名、今因之、善山縣本高句麗加支達縣、景德王改名、今未詳、汶山縣本高句麗夫斯達縣、景德王改名、今未詳、今未詳、幽居縣本高句麗東墟縣、景德王改名、今未詳」といひ、其の屬縣の位置が悉く不明とせられてゐる。即ち三國史記の編者は古の井泉郡の治所を當時の湧州に擬してたにも拘らず、屬縣の所在は皆目わからぬとしたのである。然るにかういふ例は地理志の他の部分にないから、之を理由づける特別なる事情がなければなるまい。井泉朔庭二郡の地に靺鞨の諸部族が跋扈す

井泉郡が湧
州に擬せら
れた理由

三國史記地
理志の誤
炭項關門と
金坡嶺との
比定
炭項關門と
長城との關
係

羅末麗初の
東北境

るやうになつたのは、憲康王の十二年以前であるとしても、景德王の郡縣改名以後百三十年の間の何時、どうしてさうなつたかは、新羅と渤海との關係を窺知し得べき史料の絶無である以上⁽¹⁾到底解けない謎であるが、井泉郡治の所在が、徳源ではなくて永興であつたとすれば、二郡の各々が靺鞨に没した時期には、其の間に相當の隔たりがあつたと見てもよさうである。即ち井泉郡の地は、朔庭郡よりもより久しく靺鞨に没してゐたのであるまい。井泉郡の屬縣の位置を悉く不明とした地理志の記載は、恐らく此の間の消息を語るもので、景德王の改名の事實を傳へた新羅の記録に依つて其の名を知り得る井泉郡の屬縣は、それが長く靺鞨に没してゐた爲めに、郡の故地が收復せられた高麗の初め、既に所在のわからぬものとなつてゐたのであらう。さうして郡治其のものもさうであつたのを、地理志の編者は、それが朔庭郡の鄰郡であるといふので、漫然登州の次の邑なる湧州に擬てたらし。

以上本章に於いて考説したところを統べると、新羅は文武王の十五年(A.D.533)今之徳源に近き望德山に鐵關城を築くと同時に、徳源邑にも關城(安北河の關城)を設けて比列忽の防備を固くしたが、二十一年(A.D.681)には、更に進んで

概括

今の永興を中心とする高句麗時代の泉井郡の地を占有し⁽¹⁾景德王の時井泉郡と改む、前面の分水嶺には炭項關門と稱する關城を設置した。さうして大祚榮の渤海建國の後二十餘年を経た聖德王の二十年(A.D.721)に至り、此の關門を擴張して長城を築いた。これより新羅は長城の北方を流るゝ金津川(泥河)を以て渤海と境を接し、城川江畔の咸興は、渤海の五京の一なる南京南海府の所在地として、其の國の南邊の要地であつた。然るに降つて新羅の國力の衰へた所謂下代の期⁽²⁾宣德王以後に入り、長城以南の鐵嶺外の地(井泉朔庭二郡)は、いつしか靺鞨族に侵奪せられて其の末造に至つた。因つて高麗の太祖は開國の初めから此の方面の經略に力を用ひ、二十六年の在位の間に(A.D.918—943)新羅の舊領を回復した。即ち永興の前面の長城は、こゝに至つて渤海滅亡後の

(1)三國史記卷一〇新羅本紀元聖王六年(A.D.330)の條に「三月、以一吉浪伯魚使北國」とある北國は、安祖の指摘した如く、渤海を指したものにちがひない東史綱目卷五上。又憲德王四年(A.D.815)の條にも、秋九月遣級浪崇正使北國とある。しかもこれだけでは兩國の間に通聘のあつたことを知り得るに過ぎない。

(2)新羅の滅びた後、新羅人は其の全時代を三代に區分し、國初より眞德王までを上代、武烈王より惠恭王までを中代、宣德王以後を下代といつたといふ三國史記新羅本紀末尾。

女眞に對する東北面の境界線となつたのである。此の境界線は其の後約一百年の間固定してゐたが、靖宗十年(A.D.1047)定平の鼻白山を樞軸とする新長城の築設に依つて、そこまで進み、隨つて咸興地方の女眞部族と直ちに境に接するやうになつた。

第六章 尹瓘の九城の役と黃草嶺碑——結論

靖宗十年(A.D.1047)に於ける定平の新長城の築設に依つて、そこまで進展した高麗の東北境は、二百十四年後の後なる高宗四十五年(A.D.1258)蒙古が雙城總管府を永興に置くまで動かなかつた。しかし此の久しい間に於いて、僅かに一两年に過ぎなかつたとはいへ、高麗が確實に咸興地方を占有したことがある。尹瓘の九城の役として名高い睿宗の時の女眞征伐がそれである。

睿宗二年(A.D.1107)十二月、高麗の將軍尹瓘は十七萬の大軍を率ゐて定平の長城外に進撃し、咸興平野に散在する女眞の百三十五村を討平した。さうして其の占有を確實にする爲めに、咸興・福・雄・吉の五州城及び公嶮通泰・眞陽・崇寧の四鎮城を築いた。是等の九城は八百餘年後の今日、歷然として其の遺址を存し、次の如く比定することができる。

- 1 咸 州 咸興邑
- 2 英 州 新興郡加平面東興里山城 約五老邦里の北
- 3 福 州 咸興郡上朝陽面塔洞里山城 北成興邦里の西
- 4 雄 州 咸興郡西退潮面城洞里山城 約退潮十町の西北

- 5 吉州 咸興郡德山面上垈里山城 成興邑の東北約五里半
成關嶺の西約五里半
6 公嶮鎮 咸興郡德山面大德里山城 吉州城址の西
南約二十町
7 通泰鎮 咸興郡雲田面雲城里山城 間定平と郡州城址との中
8 真陽鎮 咸興郡上岐川面五老里山城 金盤山の河口
9 崇寧鎮 咸興郡川西面上雲興里中峰山城 定平と福州城
金盤山足平との中間

初め高麗は定平の新長城を築き、咸興地方の女眞と境を接して以來、其の諸部落に州名を與へ、其の酋長に官爵を授けて之を羈縻し、長城外の此の地方を殆んど自國の領土の如く考へてゐた。然るに偶ま睿宗の前王肅宗の時に至り、北満洲の阿勒楚喀を本據とする生女直部の部酋完顏盈歌(金の太祖阿骨打の叔父、穆宗と謚す)は、四隣の諸部族を統一し、進んで布爾哈圖・海蘭二河の流域(今之の間島地方)の女眞を討平し了り、更に南に下つて當時曷懶甸と呼ばれた地方——南は定平の長城に接し、東は咸關嶺の山脈に依つて限られてゐる廣義の咸興平野——の女眞を服屬せしめようとしたが、業半ばにして死んだ。さうしてそれは、盈歌に代つて生女直の酋長となつた烏雅東盈歌の姪阿骨打の兄、康宗と謚すに依つて遂行せられた。因つて高麗は所謂附籍の女眞を彼れに與ふるに忍びず、睿宗の位に即くに及び、尹瓘を主將とする大軍を起し極めて

英州城

急速に上記の九城の地を占領したのである。然かも此の役は、初めは脱兔の如くにして、後には處女の如きものとなつた。烏雅東の南下せしめた生女直の兵が九城を攻圍し、之と戦つた高麗軍が屢々敗れた結果、高麗は完顏氏の講和の議を容れ、睿宗四年(A.D.1109)七月、九城を放棄し、長城以北、咸關嶺以西の其の地を悉く完顏氏の占有に委し去つた。⁽¹⁾

尹瓘の九城の中、占領地の西境に築かれたものは、新興郡⁽²⁾加平面の東興里山城に比定せられる英州城である。周囲一邦里ばかりの大きな山城であつて、城内の平地は今も英州洞と呼ばれてゐる。尹瓘は築城と同時に二寺を創立して、護國仁王鎮東普濟といひ、征服地の占領中、自ら此の城に居た。さうして文士林彦をして征服の顛末を記せしめ、之を英州廳の壁に書きつけたが、其の一節に

嗚呼女眞之頑愚、不量其強弱衆寡之勢、而自取於滅亡如是、其地方三百里、東

(1) 摂著朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告第一冊、咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址
及び東京帝國大學文學部編満鮮地理歴史研究報告第九冊所載拙稿完顏氏の曷懶甸經略と尹
瓘の九城の役參照。

(2) 大正三年に於ける地方行政區割改定以前の咸興郡の一部。

至于大海、西北介于蓋馬山、南接于長定二州、山川之秀麗、土地之膏腴、可以居吾民、而本勾高麗之所有也。其古碑遺跡尙有存焉。夫勾高麗失之於前、今上宗^睿得之於後、豈非天歟。

とある。⁽¹⁾ 尹瓘は、東方の大海、西北の蓋馬山、及び南方の長定二州を以て方三百里の征服地の疆界を示した。大海は城川江及び瑚璉川の流入する咸興郡の東南の海、蓋馬山は長白山の南支の漢魏時代の稱に依つて黃草嶺の左右に横亘する山脈をしたもの、長定二州は長州^{定平邑の左岸にあり}川の西岸に^{四約三邦里半金津}ある豊陽里古城^及び定州^{定平邑}の附近を走つてゐる長城を意味するのであつて、即ち所謂方三百里は、日本海咸關嶺、黃草嶺及び定平の長城を四至とする廣義の咸興平野に他ならぬ。^とところで特に吾人の注意を惹くのは、此の征服地域内に高句麗の或る古碑があつたといふことであるが、さういふものは咸興地方に於いて未だ曾て發見せられたことがない。さうして李朝の宣祖の頃始めて世に現はれた眞興王の戊子巡境碑即ち所謂黃草嶺碑は、咸興郡内から發見せられた唯一の古碑である。又た高麗史に依ると、尹瓘は碑を公嶮鎮に立て、征服地の界を限つたといふ。即ち尹瓘傳に「瓘又城英福雄吉咸州及公嶮鎮遂立碑于公嶮以爲界」といひ、睿宗世家にも「瓘以平定女眞、新築六城奉表稱賀、立碑于公嶮鎮以爲界至」とある。

征服地域内
にあつたと
いふ高句麗
の古碑

公嶮鎮の定
界碑に關する所傳

九城の中でも、公嶮鎮が後世特に名高く、且つ高麗の末から李朝の初めに亘り、尹瓘の征服地をむやみに大きくしようとする特別なる意圖から、鎮城並に其の碑の所在を豆満江外の地とする架空譚さへ作られたのは、かういふ記事があるからである。⁽²⁾ しかし余の實査したところに依ると、公嶮鎮は吉州^{土垈里}山城^{と咸州咸興邑}との間に築かれた極めて小さい鉢巻式の山城^{大德里山城}であつて、其の地は尹瓘の占領地の限界でない。さうして尹瓘傳及び睿宗世家の立碑の記事は、東文選^{卷四}に收めてある尹瓘の獻功表の文との比較の上から、出所の疑はしいものとして其の事實を否認することができる。⁽³⁾ であるから尹瓘が碑を公嶮鎮に立て、界至としたといふ説は、其の占領地が完顏氏の有となり、おのづから公嶮鎮の的確なる位置が高麗人にわからぬやうに

⁽¹⁾ 高麗史卷九六尹瓘傳。

⁽²⁾ 挑著朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告第一冊咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址一六一一二〇頁参照。

⁽³⁾ 尹瓘傳は、尹瓘の獻功表の文を折半し、其の前半を省略して「瓘又城英福雄吉咸州及公嶮鎮遂立碑于公嶮以爲界遺其子彦純奉表稱賀」といふ簡單なる文字に改めた。さうして睿宗世家の文は之に應するものである。しかも碑を公嶮鎮に立て、界至としたといふ事實は、獻功表の何れの部分にも見えぬ（咸興郡に於ける高麗時代の古城址二六一一二八頁参照）。

なつてから、彼等の間に行はれた俗傳であらうと思はれる。⁽¹⁾しかも、瓘が碑を立てたことすら事實でないとすれば、どうしてさういふ俗傳ができたかは、更に説明を要する問題となつて残る。

さて眞興王の戊子巡境碑は、王の二十九年戊子の年(AD.568)王が管境を巡狩した際の記念碑であるが、當時の新羅の東北の限界は、王の十七年比列忽州の置かれた安邊の南大川の流域であつた。隨つて王の巡狩碑が黃草嶺にあるといふのはどうしてもをかしい。故に余は眞興王が其の碑を立てた處は、當時の東北境に近い鐵嶺の峰高峯^{カタマツノマツノマツ}若くは附近の山であらうと推定した。しかも後世、黃草嶺から碑石の發見せられたことが確かな事實である以上、それをどう見るか、問題であるが、眞興王以後に於ける新羅の東北境の變遷は、前の二章に考証した如くてあつて、高句麗滅亡以前は勿論、此の國の領土の擴張せられた半島統一時代に於いても、斷じて定平の金津川(泥河)以北に及ばなかつたのであるから、其の間の何等かの機會に、碑石の黃草嶺上に徙さるゝやうなことがあつたとも考へられない。さうしてこれは、また碑石の本來の堅立地を鐵嶺附近であらうとする余の推定を裏書するものであるといへよう。然るに眞興王が彼の巡境碑を立てた戊子の年から五百四十年を経て高麗

新羅及び高
麗の東北境
から見なす
眞興王の戊子
巡境碑

所謂高句麗
の古碑及び
公嶺鎮碑に
關する疑問
と眞興王碑

咸興地方の
女眞と遼との
關係

の睿宗の初めに至り、高麗は尹瓘をして遂行せしめた九城の役に依つて、黃草嶺を北方の限界とする咸興平野を完全に占有した。特に繰りかへしていふが、半島統一時代の新羅の後を受けた高麗朝に於いて、其の領土が此の地方に達したのは、これが初めてである。さうして尹瓘自ら占領地の境内にあるといつた高句麗の古碑なるものが、今日まで世に現はれないのが疑問である。同時に、瓘が定界碑を公嶺鎮に立てたといふ事實らしからざる所傳もあつて、しかも共に碑に關するのは不思議といへないことはあるまい。然らば黃草嶺から發見せられた戊子巡境碑の祕密を解くべき鍵は、或は此の邊に潜んでゐるのであるまいか。

尹瓘の女眞征伐の行はるゝ以前、高麗が定平の長城外に屬する咸興地方を自國の特別區域の如く考へてゐたことは、前に述べた如くであるが、こゝに一言しなければならぬのは、此の地方の女眞と遼との關係である。遼の聖宗の統和十三年(高麗成宗十四年、約594)遼將和朔奴は渤海の故都^{忽汗城一名兀朮城}支那^{支那}の東京城^{今支那にあり}の占有者であつた兀朮部の女眞の攻伐に失敗し、其のうめ合せる

(1) 摘著、咸興郡に於ける高麗時代の古城址、四七—四八頁参照。

爲めに遠く東南に下つて蒲盧毛朮部を伐ち高麗の邊外の地を通つて西に還つた。蒲盧毛朮部は三十姓女眞とも呼ばれた咸興地方の女眞の諸部落の總稱であつて遼の兵力のこゝに及んだのは、これが初めてである。數年之後耶律烏不呂はまた蒲盧毛朮部を伐ち、次に遼史卷八 大康父傳に「大康父渤海人、開泰間一年^{○高麗顯宗二年 A.D. 1012-1020}累官南府宰相、出知黃龍府、善綏撫東部懷服榆里底乃部長伯陰與榆烈比來附、送于朝且言蒲盧毛朮界多渤海人、乞取之、詔從其請、康父領兵至大石河駆準城掠數百戶以歸」と記るされてあるやうな出征もあつた。さうして開泰以後に於ける遼と蒲盧毛朮部との關係については遼史の本紀に次の記事がある。

太平六年^{○高麗顯宗十七年 A.D. 1026}蒲盧毛朮部多兀惹戶、詔索之。

太平七年^{○高麗顯宗十八年 A.D. 1027}蒲盧毛朮部遣使來貢、

重熙十年^{○高麗靖宗七年 A.D. 1041}詔蒲盧毛朮部歸曷蘇館戶之沒入者使復業^{○島の女眞、}

重熙十二年^{○高麗靖宗九年 A.D. 1043}斡魯蒲盧毛朮部二使來貢失期宥而遣還、

重熙十三年^{○高麗靖宗十年 A.D. 1044}遣東京留守耶律侯嚙知黃龍府事耶律歐里斯將兵

攻蒲盧毛朮部^{○東京は良安陽}

蒲盧毛朮部に關する遼史の是等の記事は甚だ粗略であるけれども、遼の勢力が咸興地方の女眞に及んでゐたことを窺ふには充分である。⁽¹⁾

かくの如く咸興地方の女眞は遼に羈縻せられてゐたから、高麗は九城の役を遂行した時、此の關係を顧慮しないわけにはいかなかつた。高麗史卷九 金仁存傳に「仁存曰、國家初築九城、使告契丹表稱女眞弓漢里^{○吉州城の築かれた地}乃我舊地、其居民亦我編氓、近來寇邊不已、故收復而築其城」表辭如是、而弓漢里酋長多受契丹官職者、故契丹以我爲妄言、其回詔云「遠貢封章、粗陳事勢、其明土地之所屬、戶口之攸歸、已勒有司俱行檢勘、相次別降指揮」以此思之、國家不還九城、契丹必加責讓[○]あるのは、明かに其の間の消息を語るものである。又た時代はちがふが、高麗成宗の十二年(遼の聖宗統和十一年 A.D. 993)遼の將軍蕭遜寧(恆德)が大軍を率ゐて高麗の西北境——清川江の西なる大寧江の下流——に侵入した時、成宗の

九城の役を起し對する高麗の態度

(1) 東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第九冊所載拙稿完顏氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役附錄蒲盧毛朮部に就いて。

問題の解決

命を受けて講和談判の衝に當つた内史侍郎徐灝は其の問答の間に、高句麗の舊土は自國の有たるべきものであると主張した。即ち高麗史四卷九徐灝傳に遜寧語熙曰「汝國興新羅地、高勾麗之地我所有也。而汝侵蝕之、又與我連壤、而越海事宋、故有今日之師、若割地以獻、而修朝聘可無事矣。」熙曰「非也。我國即高勾麗之舊也、故號高麗、都平壤。○平壤は高麗の西京若論地界、上國之東京陽○遼皆在我境、何得謂之侵蝕乎？」とある。さうして徐灝の要求は納れられ、これより鴨綠江以東の女眞の地は高麗の有となつた。⁽¹⁾ 故に余は想ふ、尹瓘は遼の勢力の及んでゐる咸興平野の女眞を征服して英州以下の九城を築いた時、其の占有を歴史的に理由づける手段として、從來鐵嶺の附近にあつた眞興王の戊子巡境碑を、わざと占領地の北界の要衝なる黃草嶺に徙立したのであらう。彼のが英州廳の壁に「山川之秀麗、土地之膏腴、可以居吾民、而本勾高麗之所有也。其古碑遺跡尙有存焉」と書きつけた高句麗の古碑も、實は自ら移した巡境碑其のものを指したのであらう。たゞそれを實物通り新羅の古碑とすれば、もつと都合がよいわけであるのに、さういはなかつたのは、當時既に相當磨損してゐた碑面を精査することもしないで、之を高句麗のものと速断したからであらう。それから尹瓘が定界碑を公嶮鎮に立てたといふ所傳の由來も、此の碑にあると見ることがで

きる。なぜかといふに、公嶮鎮は瓘の征略地の限界に築かれた城ではなかつたのであるが、鎮城の命名は易の上象傳に「天險不可升也、地險山川丘陵也、王公設險以守其國、險之時用大矣哉」とあるのに依つたものらしく、咸英福雄吉の五州并に四鎮中の通泰・眞陽・崇寧に對して城名の殊にいかめしく聞えるのは、此の城である。隨つて九城が完顏氏の有となり、やがて金帝國の領土の一部となり——段々年所を経て、それ等の的確なる位置が高麗人の記憶から消え去つた後には、公嶮鎮は専ら其の名稱の上から、瓘の征略地の界を劃する險要の地に築かれた城の如く考へられるやうになつたであらう。さうして一方には瓘が定界碑を立てたといふ所傳、即ち黃草嶺上に徙置せられた定界碑としての戊子巡境碑に關する所傳もあり、彼れとはれとが結びついて架空の公嶮鎮碑を生み出したものと察せられる。火のない處に煙は立たぬといふわけである。

之を要するに、尹瓘の所謂高句麗の古碑の正體は、北漢山の眞興王巡境碑と東西相對して本來鐵嶺附近にあつた他の巡境碑（戊子巡境碑）を、彼の九城の

(1) 同上、第五冊所載拙稿「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」二九一三四頁參照。

役の遂行に際して、ことさら黃草嶺上に鞍かへせしめた其の碑であると同時に、公嶮鎮碑の正體もこれに他ならぬとすべきである。

年 代 表

	556	555	554	553	552	551	紀 四 支 千
子 丙	亥 乙	戌 甲	酉 癸	申 壬	未 辛	二 二 年	
一七 年	真興王	真興王	真興王	真興王	真興王	真興王	
〔羅紀、地理志〕	○比列、忽州(安邊)を置く	○完山州を比斯伐(昌寧)に置く	〔羅紀〕	○南漢山城に新州を置く	〔羅紀〕	内新興居に榮開國の十は高天等と改元す。○此の年別に庚辰に北漢城(南漢山城)を六郡の地百濟は得。○日本書紀の地、新羅の有となる。	
一二 年	陽原王	陽原王	阳原王	阳原王	阳原王	阳原王	
三 二 年	咸德王	咸德王	聖明王	聖明王	聖明王	聖明王	梁簡文帝
			○王親ら新羅の管山城を攻め、伏兵に遇うて戦死す。〔羅紀、齊紀〕				年 支 那
	太平元年	梁敬帝	紹泰元年	梁元帝	承聖三年	梁元帝	

600	659	658	655	654	639	638	629	625	611	608	604	603	568	561	557
申 庚	未 巳	午 戌	卯 乙	寅 甲	亥 巳	戌 戊	丑 巳	酉 乙	未 辛	辰 戊	子 甲	亥 癸	子 戊	巳 辛	丑 丁
七 武烈王	六 武烈王	五 武烈王	二 武烈王	元 武烈王	八 善德王	七 善德王	五 真平王	四 真平王	三 真平王	二 真平王	一 真平王	二 二九年	一 二二年	一 一八年	一 真興王
す ○唐を助けて百濟を滅ぼす ○西夫を七重城の御将と なす〔西夫傳〕	志て州の通鑑、金庚信傳、羅記 〔金庚通鑑、百濟書新羅傳〕	○何瑟羅の地図に連なる 〔百濟の地図〕	○新羅の通鑑、百濟書新羅傳 〔新羅傳〕	○新羅の通鑑、百濟書新羅傳 〔新羅傳〕	○何瑟羅(江陵)を北小京 となす〔羅紀〕	○高句麗將軍龍春等を遣城はし るを記す〔羅紀〕	○大將軍高句麗が之を降す〔羅紀〕	○屢々高句麗に侵さる を以て、兵を隨に乞ふ〔羅紀〕	○屢々高句麗に侵さる を以て、兵を隨に乞ふ〔羅紀〕	○屢々高句麗に侵さる を以て、兵を隨に乞ふ〔羅紀〕	○屢々高句麗に侵さる を以て、兵を隨に乞ふ〔羅紀〕	○南川州を廢して北漢山 州を復置す〔羅紀〕	○南川州を廢して北漢山 州を復置す〔羅紀〕	○巡狩碑を昌寧に建つ 〔昌寧碑〕	○巡狩碑を昌寧に建つ 〔昌寧碑〕
一九年 寶誠王	一八年 寶誠王	一七年 寶誠王	一四年 寶誠王	一三年 寶誠王	二二年 荣留王	二一年 荣留王	十二年 荣留王	一九年 廉陽王	二二年 廉陽王	一九年 廉陽王	一五年 廉陽王	一〇年 平原王	三年 平原王	阳原王	
〔新羅の七重城を侵す、 城將西夫を殺す(十一月) 〔羅紀、西夫傳〕					○著者考定。又地を安逸した 〔羅紀、羅記〕	○著者考定。又地を安逸した 〔羅紀、羅記〕	○著者考定。又地を安逸した 〔羅紀、羅記〕	○新羅の北城を侵して八 千人を虜獲し、又た牛馬 山城を抜く〔羅紀、羅記〕			○將軍高勝新羅の北漢山 城を攻めて克たず〔羅紀、 羅紀、溫達傳〕				
二〇年 義慈王	一九年 義慈王	一八年 義慈王	一五年 義慈王	一四年 義慈王	四〇年 武王	三九年 武王	三〇年 武王	二六年 武王	一二一年 武王	五年 武王	四年 武王	一五年 威德王	八年 威德王	四年 威德王	
顯慶五年 唐高宗	顯慶四年 唐高宗	顯慶三年 唐高宗	永徽六年 唐高宗	永徽五年 唐高宗	貞觀元年 唐太宗	貞觀三年 唐太宗	貞觀三年 唐太宗	武德八年 唐高祖	大業七年 唐高祖	仁壽四年 隋煬帝	隋文帝	光大二年 陳廣帝	天嘉二年 陳文帝	永定元年 陳武帝	

935	926	921	920	918	886	757
未 乙	戊 丙	巳 辛	辰 庚	寅 戊	午 丙	酉 丁
九 量順王年	三 年	五 景哀王年	四 景明王年	二 景明王年	憲康王一二年	一六年
○新羅亡ぶ						景德王
高麗太祖	九年	高麗太祖	四年	三年	高麗太祖	元年
天顯二〇年	遼太宗	天顯元年	遼太祖	神冊六年	遼太祖	唐肅宗至德二年

721	700	681	675
酉 辛	子 庚	巳 辛	亥 乙
二十年	聖德王九年	文武王二年	文武王一五年
○新羅一統時代	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○安北河に緣りて關城を設け、又た鐵關門を築く〔羅紀〕	○高句麗の泉井郡の故地を賄有し、炭項關門を築く〔地理志、羅紀〕
高麗城主尹瑋來附す	○何翌羅道の丁夫一千を徵し、長城を北境に築く〔羅紀〕	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○高句麗亡ぶ(九月)
○庚懿弱を高麗城の鎮將となす	○渤海國の丁夫一千を徵し、長城を北境に築く〔羅紀〕	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○高句麗亡ぶ(九月)
守將堅権に破らるる	○庚懿弱を高麗城の鎮將となす	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○高句麗亡ぶ(九月)
○渤海國亡ぶ	○庚懿弱を高麗城の鎮將となす	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○高句麗亡ぶ(九月)
○新羅の敬順王來り降る	○庚懿弱を高麗城の鎮將となす	○渤海國の始祖大祚榮、渤海國の上流に據り、國を振と號す	○高句麗亡ぶ(九月)
高麗太祖	九年	高麗太祖	元年
天顯二〇年	遼太宗	天顯元年	唐肅宗至德二年
神冊五年	神冊三年	唐僖宗光啓二年	唐玄宗開元九年
神冊六年	遼太祖	唐僖宗光啓二年	唐玄宗開元九年
遼太祖	唐僖宗光啓二年	唐武后久視元年	唐高宗開耀元年
唐肅宗至德二年	唐玄宗開元九年	唐高宗開耀元年	唐高宗乾封元年
唐高宗上元二年	唐高宗總章元年	唐高宗永徽元年	唐高宗龍朔元年

年代表

高麗時代

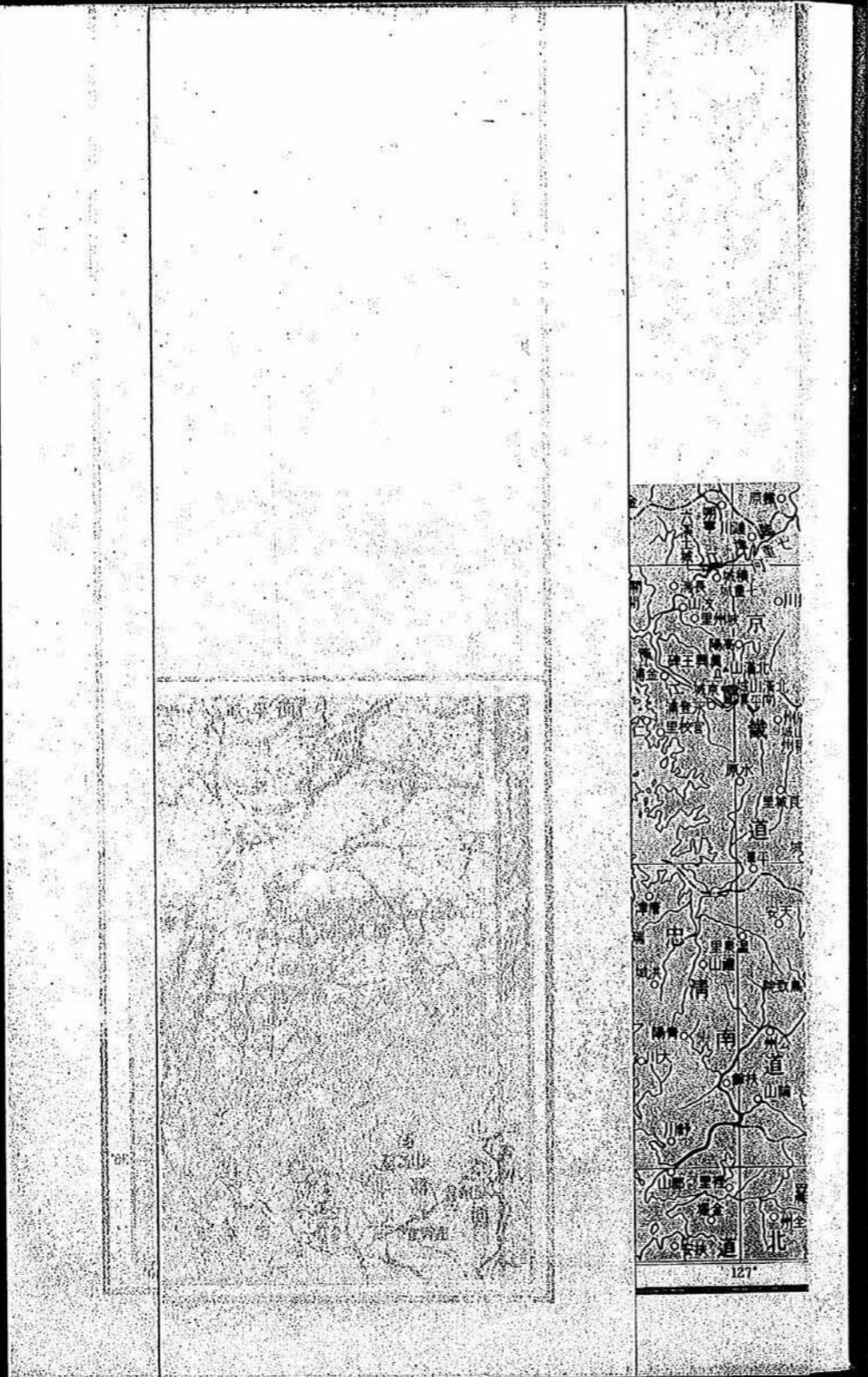
1044 申甲 一〇年	1012 子壬 三顯年	1011 亥辛 二顯年	1010 戊庚 元顯年	1005 巳乙 八年	948 申戊 三年	936 申丙 一九年	
○東女眞登州に寇す	○和州防禦郎中柳宗等を遠島に流す。是れよりさき、和州の館に至りて朝貢せむと したる女眞を殺せるが爲めなり。	○東北女眞の酋長銀乙豆等來獻す			遼聖宗 統和六年	遼太宗 天顯二年	
	○女眞の酋長麻戶底、三十姓部落の子弟を率ゐて來獻す○女眞の酋長毛逸羅・銀乙 豆等、三十姓部落を率ゐて和州に來り、盟を乞ふ				遼聖宗 統和八年	遼世宗 天祐二年	
	○金令器・王寵之等、長・定二州及び之を樞軸とする長城を築く				遼興宗 重熙元年	開泰元年	

1109 丑己 四年宗	1108 子戊 三年宗	1107 亥丁 二春宗					
	○尹瓘成興平野の女眞を討平して九城を築く	○尹瓘大軍を率ゐて定平の長城外に進撃す(十二月)					
	○九城の兵を撤して長城外の地を棄つ(七月)						
			遼天祚帝 乾統八年	遼天祚帝 乾統七年	遼天祚帝 乾統九年		

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境 終

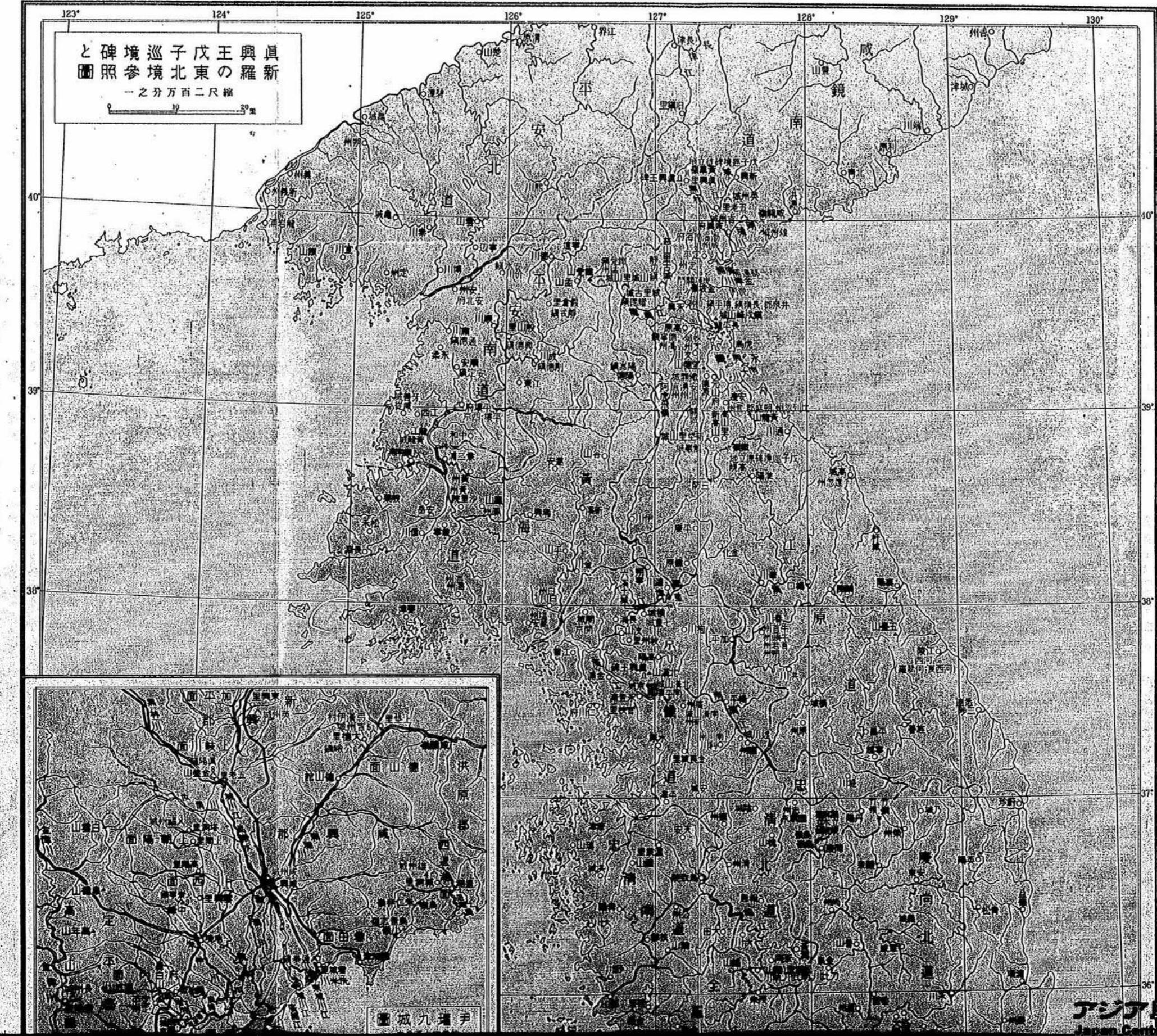
年代表

九七



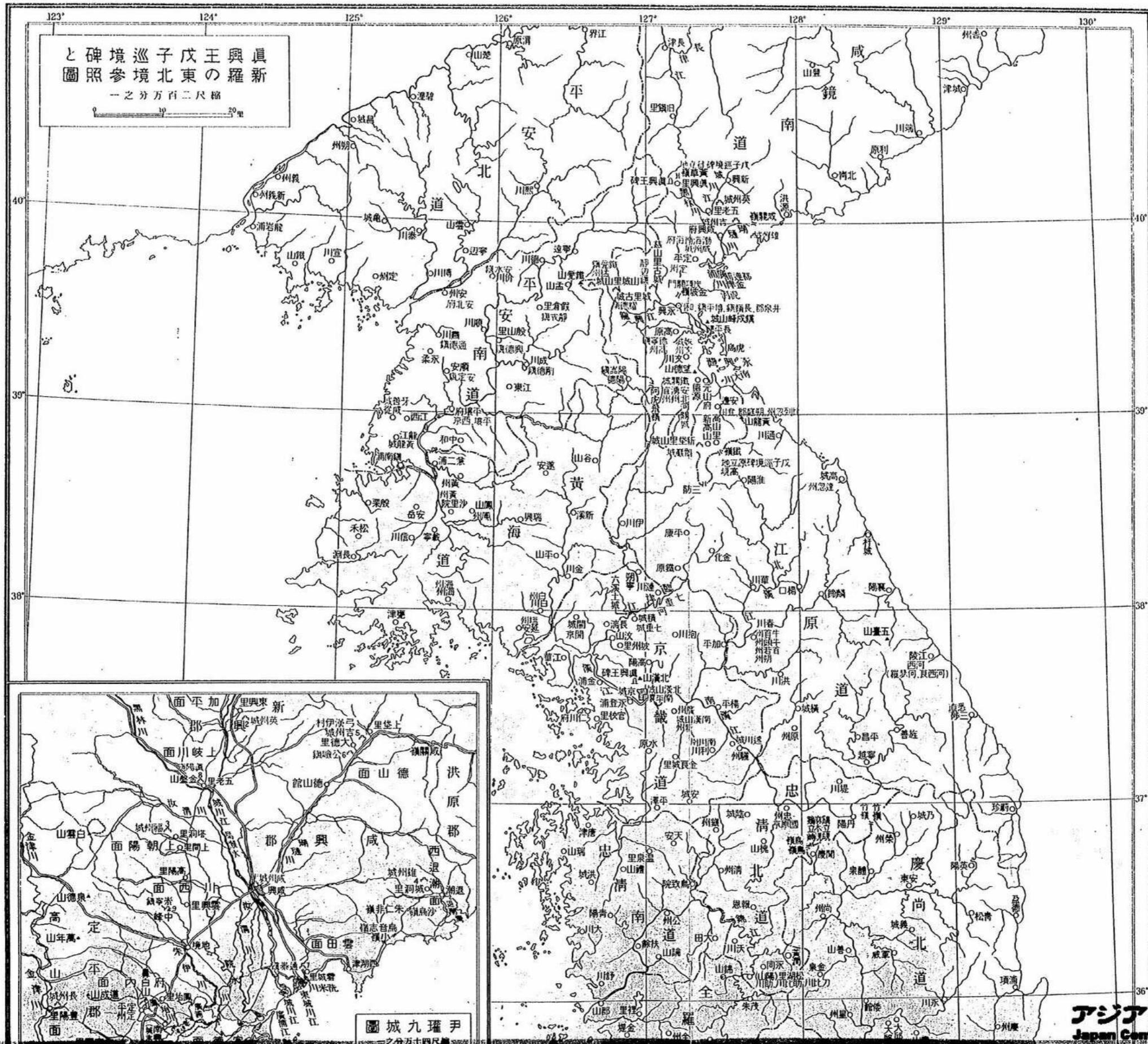
露光量違ひにより重複撮影

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

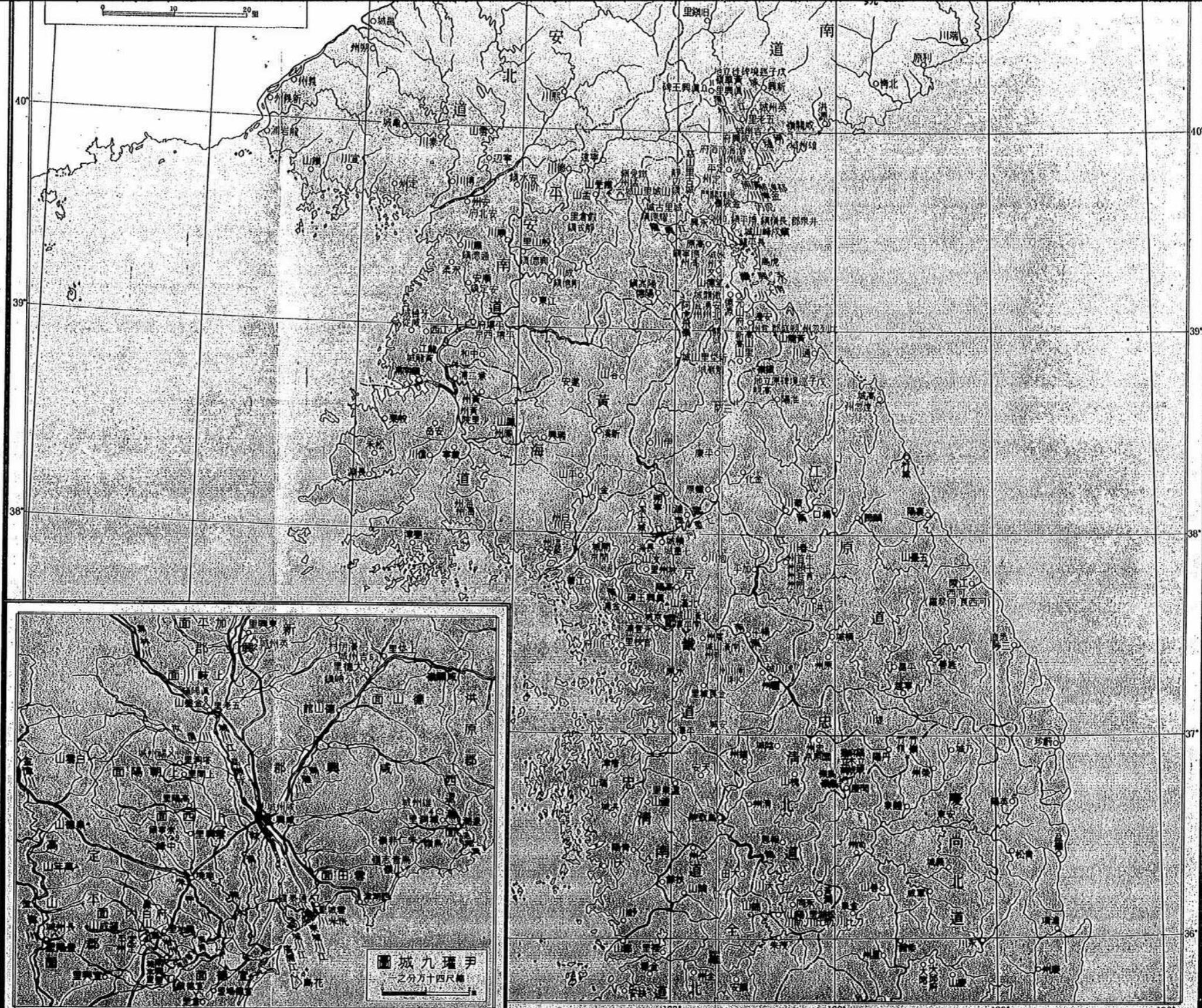
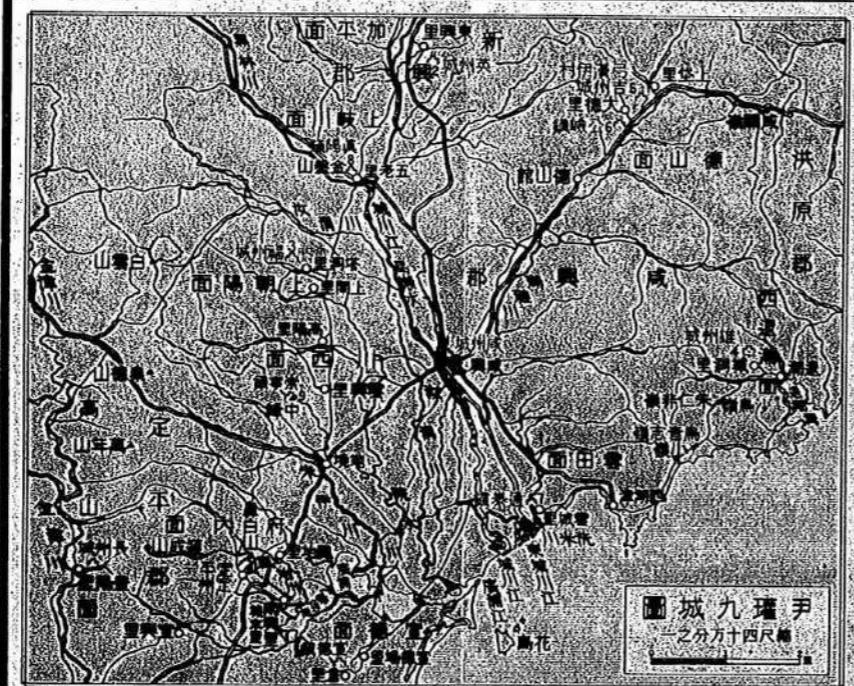


露光量違いにより重複撮影

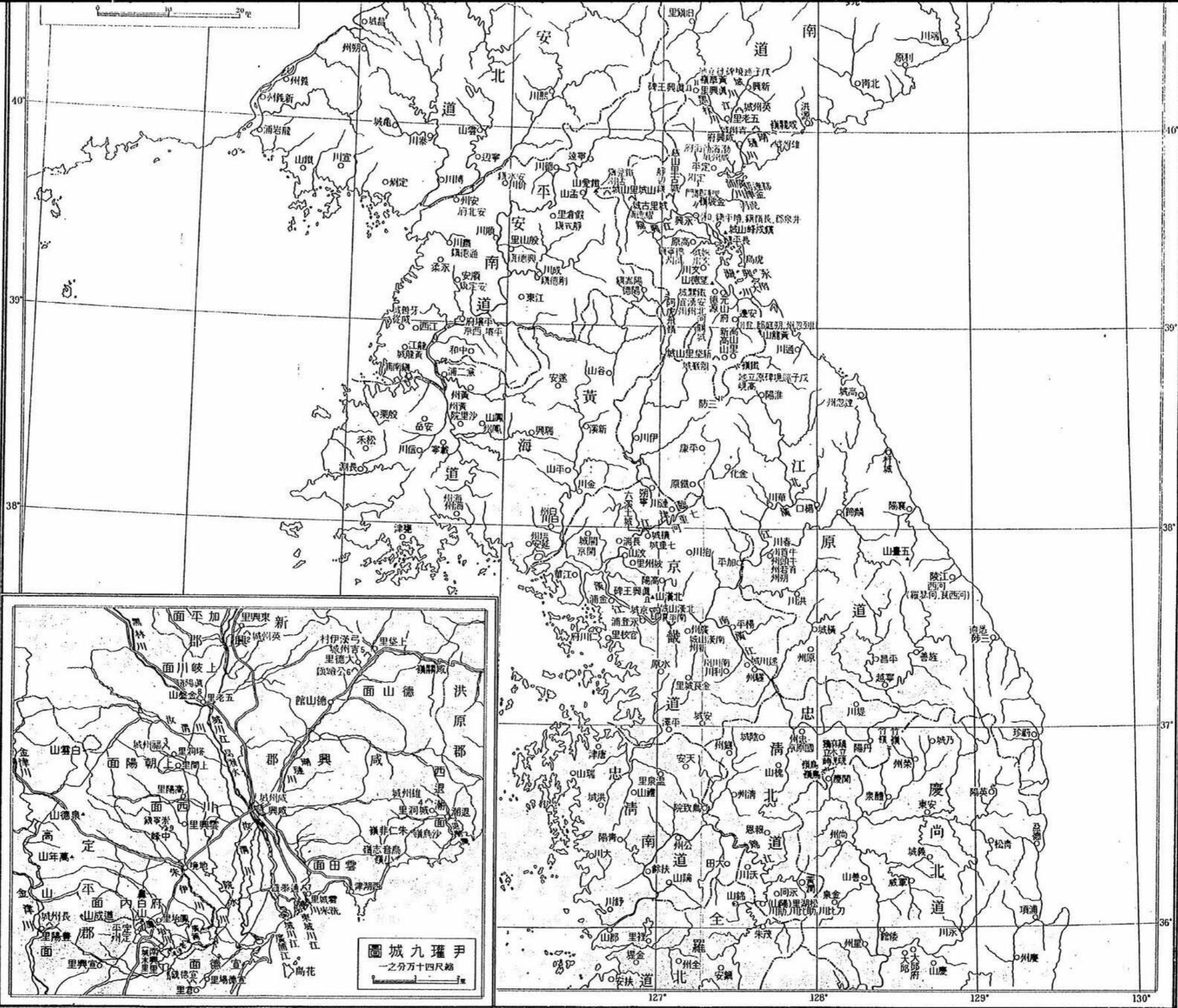
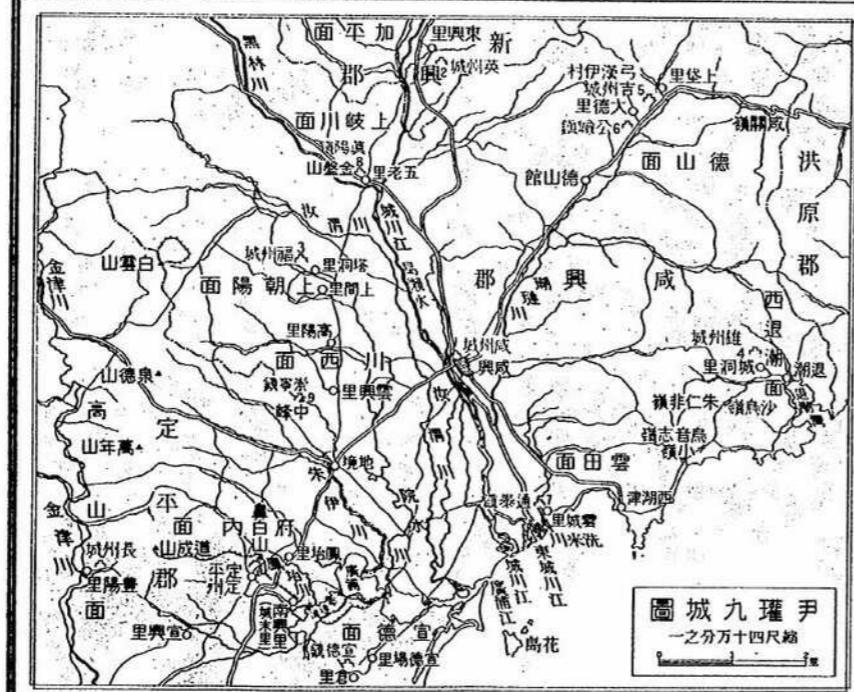
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15



露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



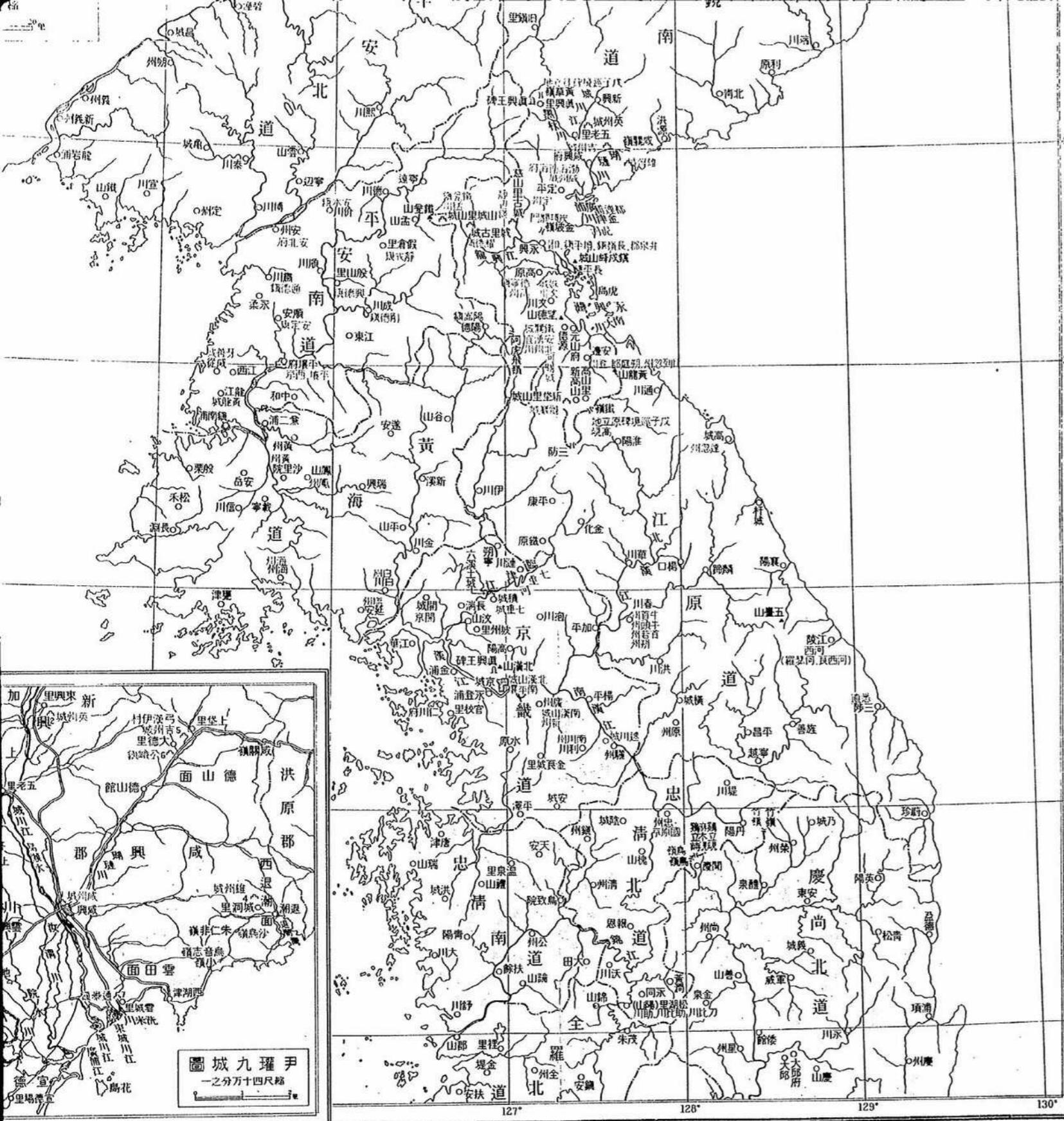
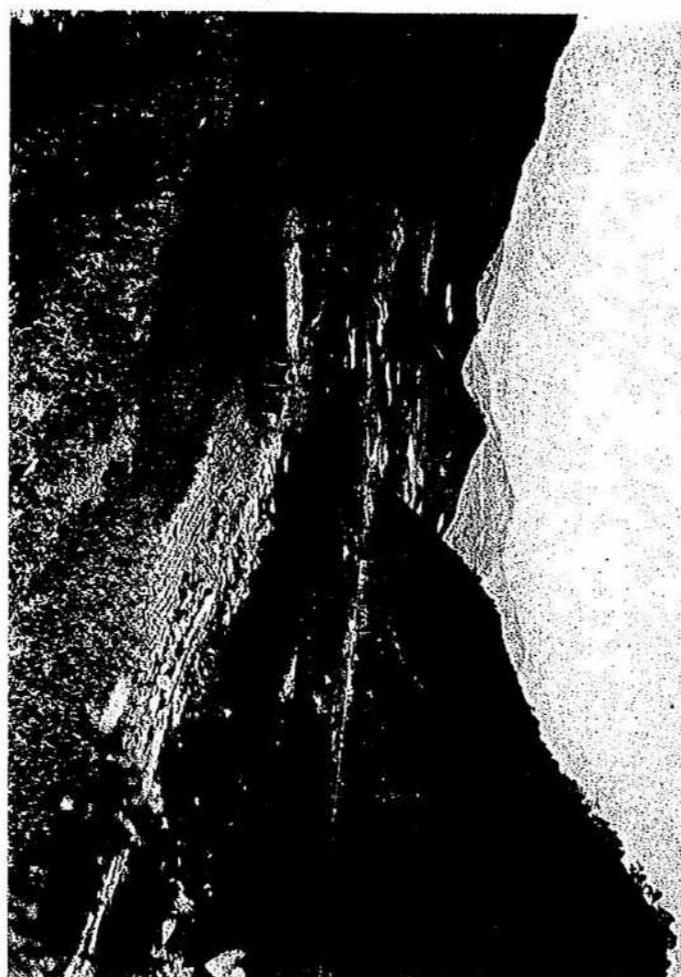


圖 城九曜尹
一之分万十四尺綱

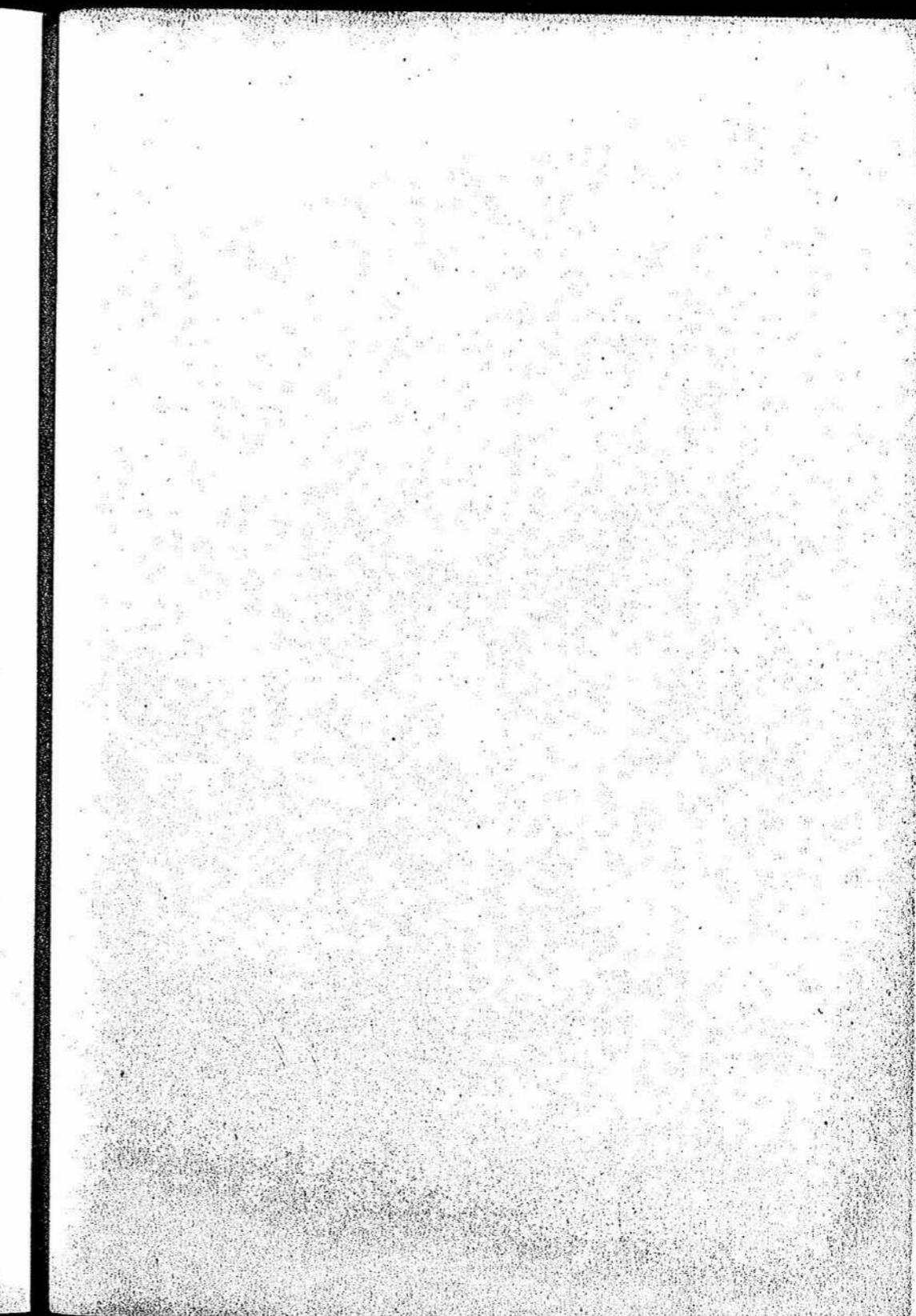
圖

版

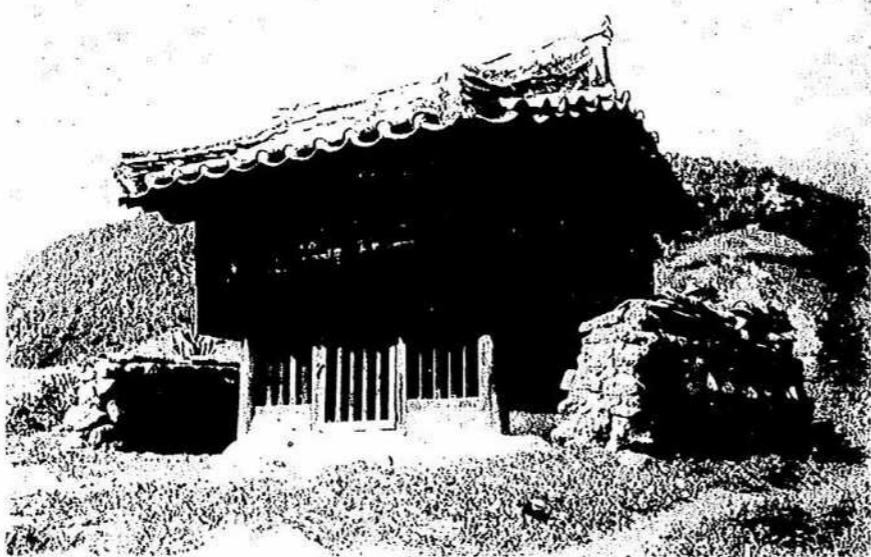
圖版第一



真興王戊子巡境碑所在地上り更草巻を除き



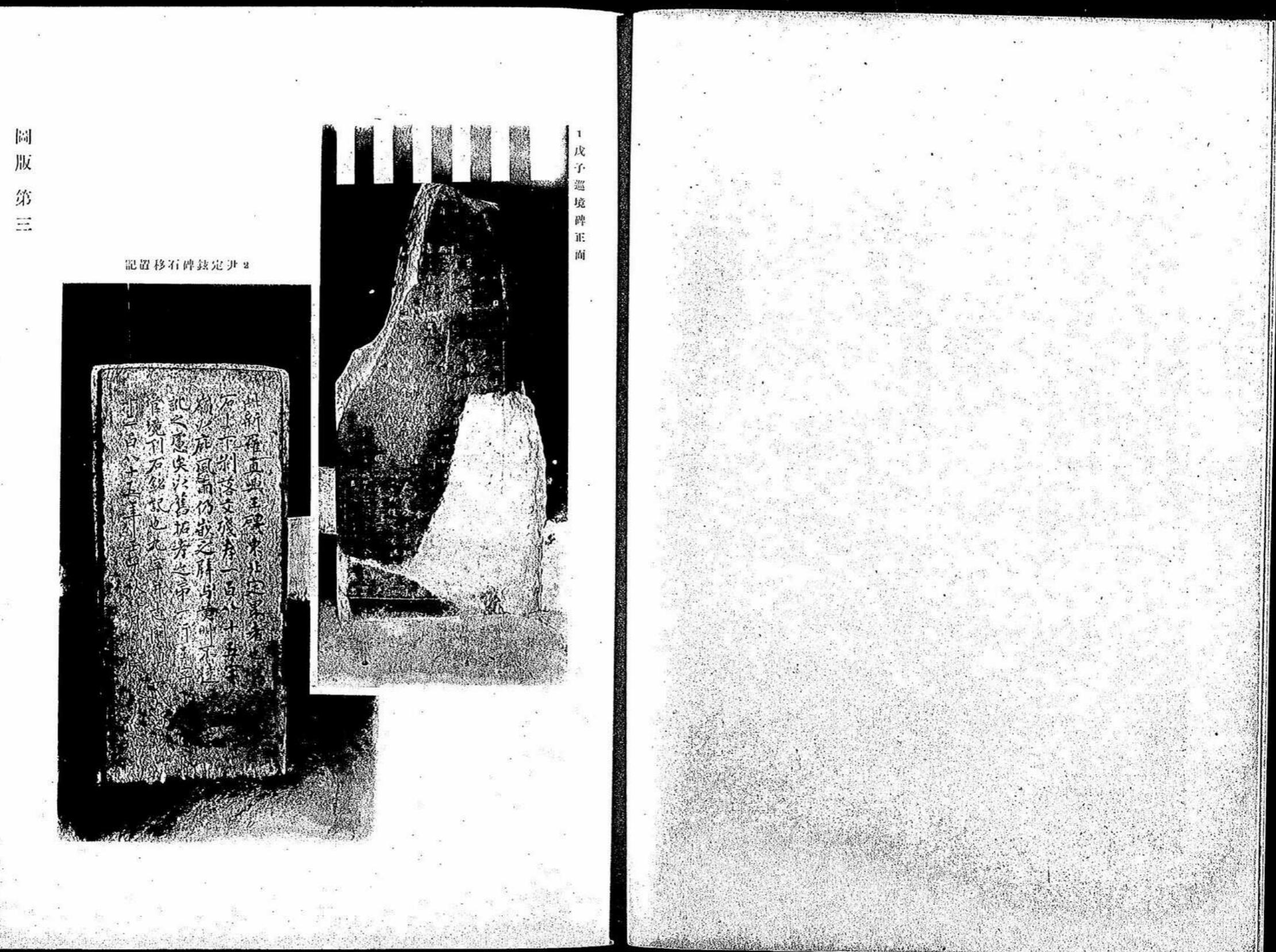
圖版第二

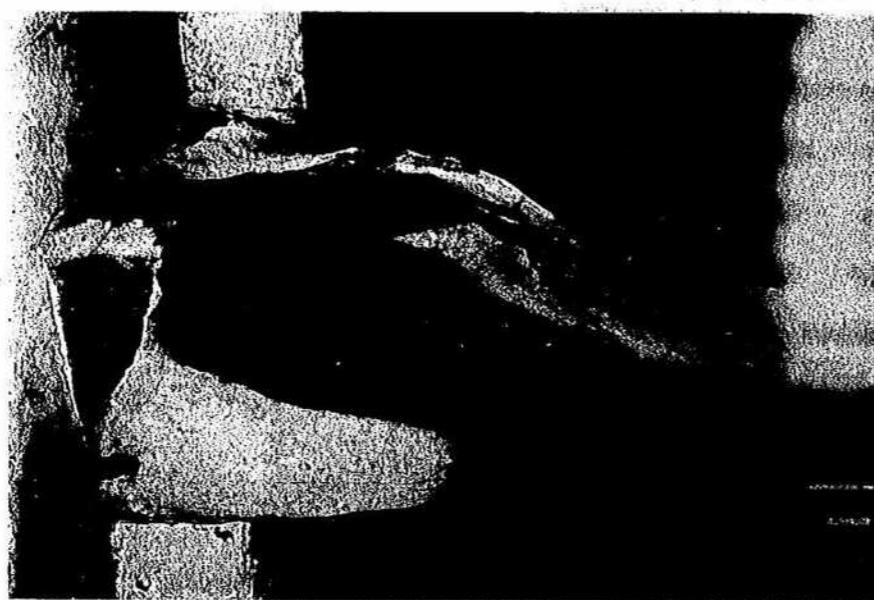


2 同上碑閣

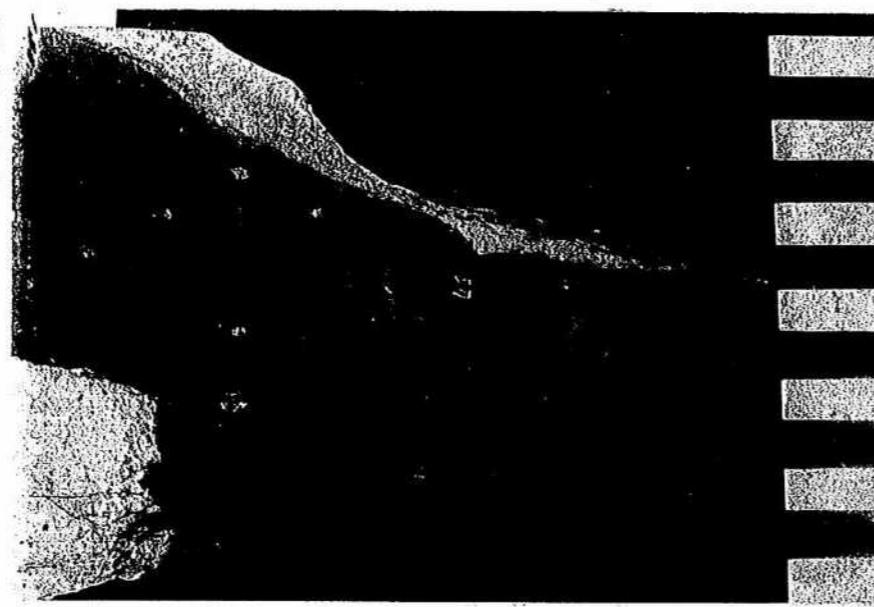


1 成興郡眞興里に於ける眞興王戊子遷境碑





1 戊子巡境碑正面及左侧面



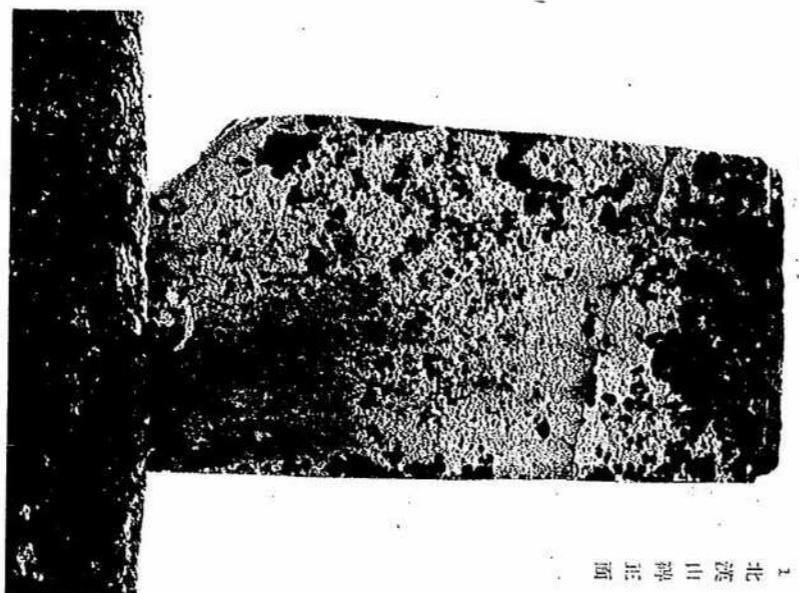
2 向上正面及上部

圖版 第五

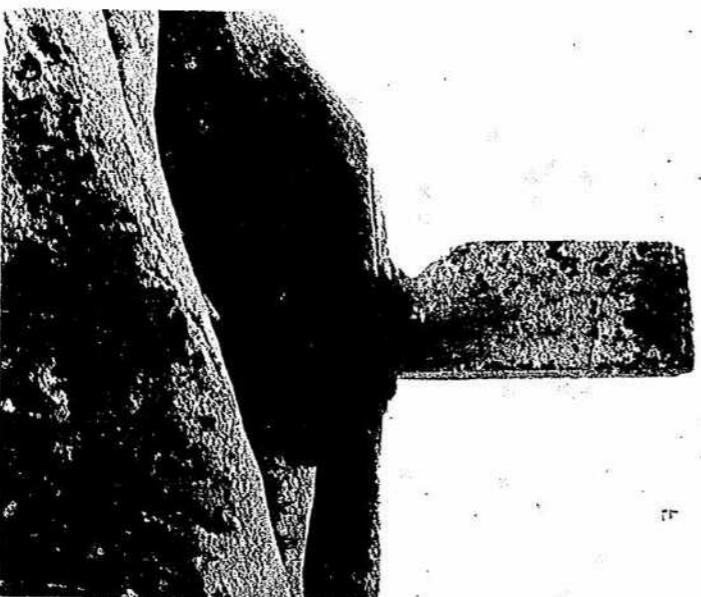


阿蘇郡北山の神峰に於ける亞洲古馬化石

圖版 第六

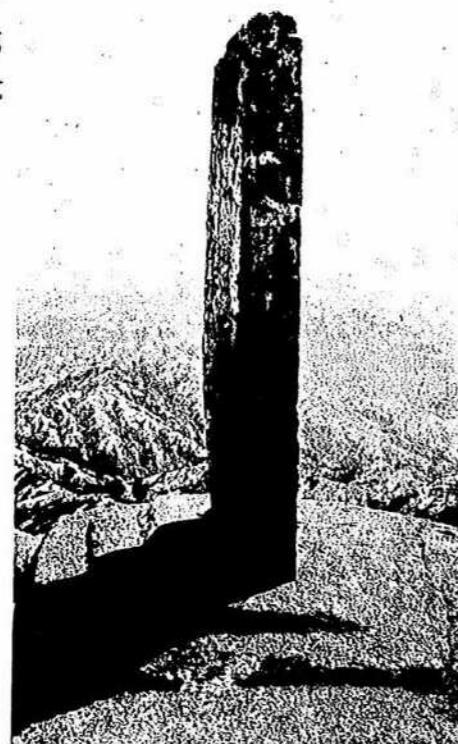


共識山雞皮面

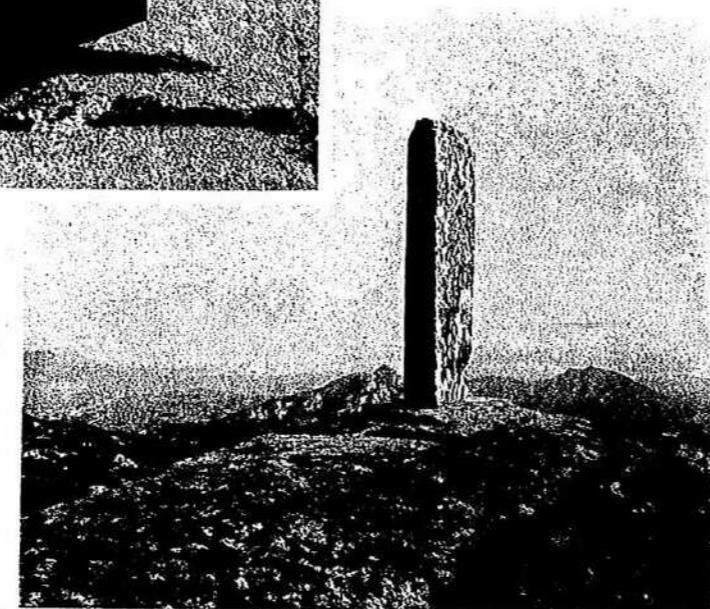


共識山雞皮面

圖版 第七



1 北漢山碑東側面



2 北漢山碑東側面及基裏面



圖版 第九



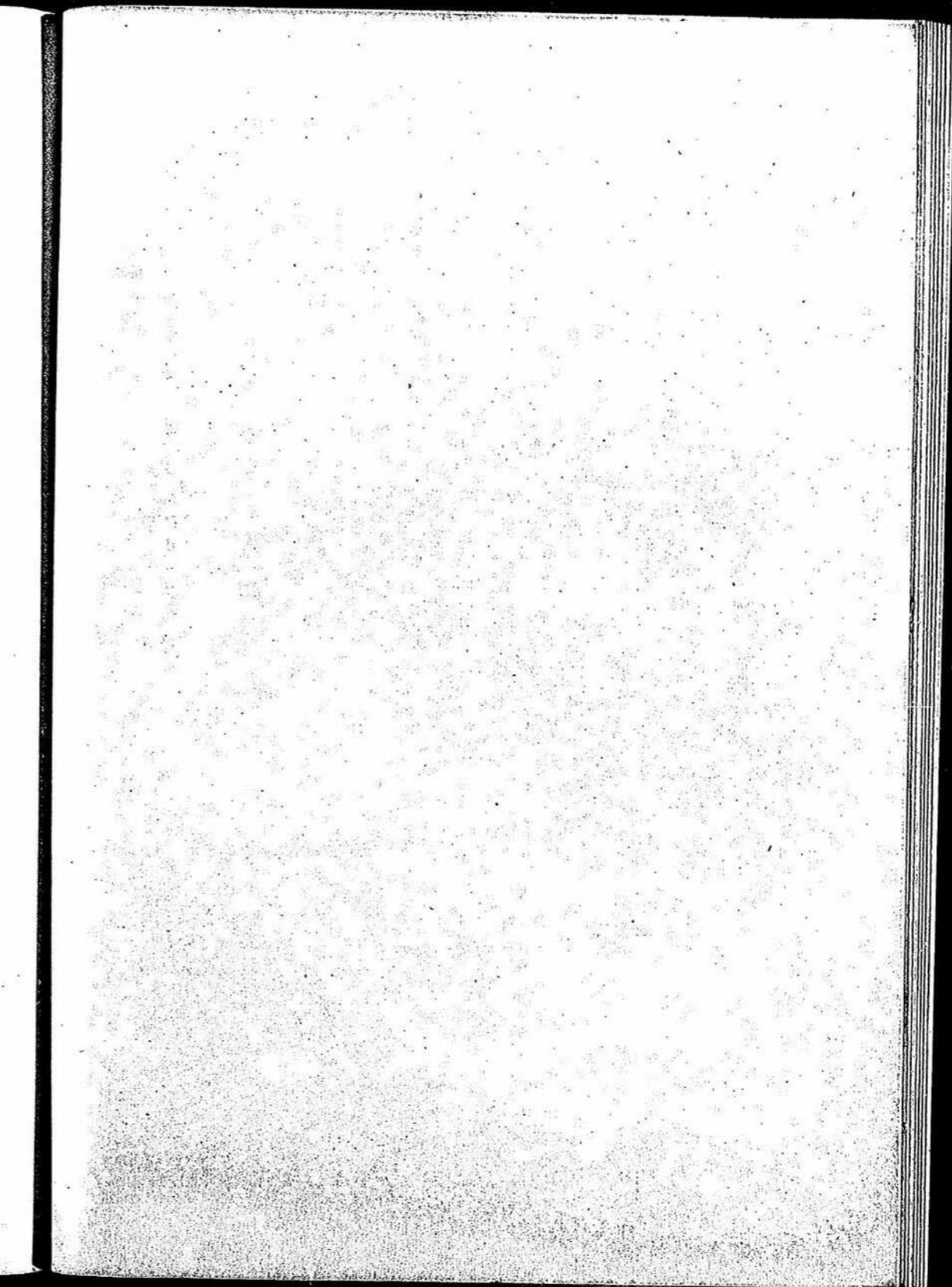
昌寧郡昌寧邑に於ける眞興王巡境碑

昌寧郡昌寧邑に於ける眞興王巡境碑

圖版第一〇



高祖廟碑拓本



朝鮮總督府

昭和四年八月二十九日印刷

昭和四年八月三十一日發行

印刷者 島連太郎
印刷所 東京市神田區美士代町二丁目一番地
舍三秀